

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開と

その帰結

——セルボーン卿総合法科学校設立法案に関連して——

深 尾 裕 造

はじめに

近代イングランドの法曹養成制度の特色は、バリスター、ソリシタという二元的法曹養成制度を基礎に、国家ではなく両法曹団体が法曹資格付与権限を持ち、法曹養成に大きな役割を果たしてきたことに求められる。この体制は、第二次大戦後の大学教育の拡充によつて法曹養成に占める大学法学部教育の比重が増大し、さらに近年には、サッチャー改革に伴う競争的市場原理の導入によつて法律サービスの独占の解体が試みられ、大きな変容を迫られてはいるものの、基本的には維持されている。⁽¹⁾

しかし、一九世紀前半の時点に立つて見ると、ウェストミンスターの法廷弁護士たるバリスターとコモン・ロー裁判所での訴訟事務を扱うアトニー、衡平法裁判所での訴訟事務を扱うソリシタという、二元的な法曹制度それ

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

二

自体は、決してイングランドに特有なものではなかつた。アドボカートウスとプロクラートルという二元的法曹制度は、中世教会法以来のヨーロッパにおける伝統的システムとして、一九世紀前半においても、なおヨーロッパで一般的に維持されており、スコットランドではアドボケイトとライタ・オヴ・シグネットとの間で、フランスでもアヴォカとアヴエとの間で、法廷弁論と訴訟事務との分業が行われていた。⁽²⁾ フランスにおける分業はイングランドほど徹底していなかつたといわれるが、一九世紀後半になつても、ロー・タイムズ誌に連載されたフランスの弁護士の論説によれば、若手のアヴォカはその仕事の九五%をアヴエに依存してると説明されている。両者の発展の相違は、分業の存在より、むしろ、フランスでは、両法曹に共通の大学法学部教育が存在したのに対し、イングランドでは大学法学部教育がコモン・ロー法曹養成において中心的地位を占めなかつたことにあつたといえよう。⁽³⁾

イングランドにおける科学的・体系的法学教育、法学教師の不在を問題とし、体系的科学的法学教育を提供する法学校の設立を目指した一八四六年の法学教育に関する議会特別委員会報告は、近代イギリス法学教育改革全体の出発点をなすが、一九七一年法学教育委員会報告書が、過去百数十年間を一八四六年委員会報告を実現するための戦いであつたと称しているように、「科学的、体系的」法学教育制度がイングランドに本格的に定着するには、前述の如く第二次世界大戦後の大学法学教育の拡充期までまたざるをえなかつたのである。⁽⁴⁾

しかし、一八四六年の法学教育特別委員会報告とそれに続く時代は、自由主義の黄金時代乃至一九世紀改革の時代といわれる時代であり、公開の資格試験制度に基づく様々な近代的プロフェッショナルが生み出され、ジェントルマン的プロフェッショナルとしてのバリスタも、新たなプロフェッショナル理念への対応を迫られた時代であつ

た。⁽⁵⁾ 他方、地方産業都市における訴訟の増大を背景にアトーニー／ソリシタ層は法律プロフェッショントとしての地位確立のために、いち早く公開資格試験制度を導入するとともに、バリスタとの地位の対等化を目指していく。一九世紀半ばには、スコットランドでは両法曹の共通教育が実現しており、イングランドでも同時期に、バリスタとアトーニー／ソリシタの融合運動や共通教育運動が活発化する。しかし、イングランドでは、両法曹の共通教育をめざした法科大学乃至総合法科学校設立運動は大きな広がりを持つ運動として発展しながらも、最終的に挫折してしまう。近代的プロフェッショントの標識がその学識性に求められるとするならば、各プロフェッショントに共通な大学法学教育の成立がプロフェッショント間の不要な垣根を取り除く有用な手段となり得たはずであった。その意味では、この運動の挫折が、その後の後のイングランドの法曹養成システムのあり方を決定付けたと言えなくもないものである。

このセルボーン法案に代表される一九世紀後半の法科大学設立運動の成立と挫折の過程を検討することによって、イングランド近代法曹養成制度の特質を探ることを本稿の課題としたい。

第一章 一九世紀法曹養成制度改革の諸前提

一九世紀後半法科大学設立運動の意義を理解するためには、改革期前のイギリスの法曹団体の姿を確認していく必要がある。

近代的プロフェッショントはある種の独占的知的職業団体であつて、その市場の独占的支配がその資格試験制度によつて保たれ、社会的に承認されているものと理解される。日本の弁護士も毎年の新規参入者を人数的に限定

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

四

した独占構造を国家による資格試験制度によつて保証されているわけで、この独占を正当化しているのが、資格付与に課される厳しい試験なのである。この公開試験制度による専門的学識性乃至技能の証明という近代的プロフェッショナルの基準から見ると、一八世紀から一九世紀前半にかけてのイギリスのバリスタは極めて奇妙なプロフェッショナルであった。⁽⁶⁾

法曹院とバリスタ

ウェストミンスターの裁判所で活躍する法廷弁護士の総称となるバリスタという名称も、元来は、模擬裁判を中心とする教育訓練制度の整備に伴つて形成された法曹院内部の地位に過ぎず、バリスタ資格付与（Call to Bar）はウェストミンスターの上位裁判所での弁論権とは何ら関係がなかつた。彼等の属していた法曹院の管理運営権を掌握していたのも、バリスタではなく、ベンチャーと称する、もう一階層上の法曹達であつた。さらに、サージャント・アト・ローと称する民訴裁判所弁論権を独占していた最上級の法廷弁護士達は、法曹院にではなく、裁判官達と共にサージャント・インという宿舎に属していた。バリスタの呼称が法廷弁護士の代名詞になつていくのは、シルクと称されることになる国王顧問弁護士が創設され、国王顧問弁護士に任命されたバリスタがサージャント・アト・ローに対する上席権を確立するとともに、出身法曹院のベンチャーに自動的に昇進する慣行を生み出すようになつてからである。⁽⁷⁾ したがつて、法廷弁護士としてのバリスタの身分の確立していく過程は、法曹院内部の教育訓練制度に基づく旧来の位階制度と、バリスタ身分を生み出した教育訓練制度それ自体が崩壊していく時期と重なるのである。⁽⁸⁾

かくして、一八世紀から一九世紀前半にかけて、法曹院では組織的な法学教育は行われず、また、法曹院入会者もバリスタ資格をとつて実務法曹となることを目指したわけでもなかつた。実際、一九世紀半ばでもバリスタ資格を取得したのは入会者の半数を少し超える程度であつた。

バリスタ資格付与は、依然として各法曹院の内部問題であり、資格付与要件は法曹院毎に異なつていたが、改革期直前の調査が示すように、概ね、会期遵守義務 (Keep Term) と称される各期毎の会食に、定められた期間、定められた回数参加すればバリスタ資格が付与されたのである。それ故、バリスタ資格の取得それ自体は、法廷実務での成功を保証するわけでもなかつた。⁽¹⁰⁾ アダム・スミスが『国富論』で述べたように、一八世紀末の法廷弁護士は、詩人や哲学者として成功する人が稀であるように、二十人に一人という、特別な才能のある人しか生き残れない極めて競争的プロフェッショナルであつたのである。⁽¹¹⁾

法曹院の側でも、バリスタ資格付与を人数的に制限することによつて、市場の独占を維持しようとする努力も行わなかつた。むしろ、実務法曹を目指さない貴族やジエントルマンの子弟を会員に迎えることが、法曹院のプロフェッショナルとしての地位の確立に寄与すると考えられたからである。⁽¹²⁾ 従つて、当時のコモン・ロー実務法曹の実態を知るうえでは、法曹院よりも、六管区の巡回裁判区毎に各区十から五〇名程度で組織された少人数の閉鎖的職業団体としての巡回裁判区弁護士団会食会 (Circuit Bar Mess) を分析対象とする方が適しているかもしない。⁽¹³⁾

このことは、一八世紀におけるバリスタの地位の確立過程を概観すれば一層明瞭となる。バリスタは一六世紀後半から一八世紀半ばのプロフェッショナリゼーション化の確立過程で、三百代言 (Pettyfogger) と称され、社会的信用を落

論 説

六

としていたアトーニ層を法曹院から排除し、雇われ身分的、書記的職業から区別された統治者階層として、自らを古代の貴族的雄弁家になぞらえることによつて、バリスタ職を、自由人的職業として、ジエントルマン的プロフェッショナル化を目指していったのである。⁽¹⁴⁾ この特質は一八五二年に制定された法曹院の統一入会申請書の推薦文においても維持されている。統治階層たる自由人の資質として、書記的職業たる事務弁護士業務排除規程とジエントルマンとしての名望 (Respectability) こそが入会許可条件の根幹をなしているのである。⁽¹⁵⁾

このジエントルマンとしてのレスペクタビリティこそが司法統治に係わる条件であり、上位裁判所での弁論権の基礎でもあつたわけである。即ち訴訟依頼人の私的利害関心に左右されず、公共善のために、公正な議論を展開しうる姿質が重視されたのであり、バリ스타の営業にかかるさまざまエチケットもここから生じてくる。バリ스타の象徴とされる髪 (Wig) を被つたあの姿や、謝金 (honorium) と称する慣行が形成されるのもこの時期なのである。⁽¹⁶⁾

もちろん、学識性の問題を全く無視しえた訳ではない。一九世紀司法改革以前には、訴訟方式の知識が、コモン・ロー法曹の知識の核を占めていた。アトーニを書記的職業として排除したバリ스타も、訴答作成弁護士 (Special pleader)、訴状作成弁護士 (Equity draftman) や不動産譲渡弁護士 (Conveyancer) は排除し得なかつた。実際、実務法曹を養成したのはこれらの専門化された弁護士達であつたし、後に、大学教師とともに法律教科書の作成を担うこととなつたのも彼等であつた。⁽¹⁷⁾

しかし、こうした徒弟制的な法曹養成の在り方は、実務バリ스타の数が少數であった時代には機能しえたとしても、一九世紀後半、実務バリ스타志望者が急速に増大し、バリ스타数自体が急増する時代には急速にその適合

性を失うこととなつた。一八四六年の法学教育改革特別委員会が、科学的・体系的法学教育の不在、大陸のよつな偉大な法学者、法学教科書の不在を嘆いたのもまさに、このバリスタ数の増大に対し一八世紀的法曹養成システムが最早機能しなくなつてきてゐることを意味していた。しかも、法曹院の教育システムを実質的に支えていた訴答作成弁護士や訴状作成弁護士といった専門法曹階層は、訴訟方式の廃止と共に消え行く運命にあつたのである。⁽¹⁸⁾

アトーニ／ソリシタ

他方、法曹院から排除されたアトーニ／ソリシタであるが、各法曹院がバリスタ資格付与権を持つていたのに對し、アトーニ／ソリシタは裁判所の監督下にあり、資格付与権乃至登録権限は裁判官に委ねられていた。また、ロンドンの法曹院で共住生活をおくるバリスタと異なり、訴訟依頼人と直接接觸する中で地方法実務を担うアトーニ／ソリシタは、地方に散在しており、彼らを全国的に統合する組織もなかつた。一八世紀初めに、訴訟手数料改定問題と不動産譲渡業務の独占をめぐるロンドン代書人組合との争いを契機に、*The Society of Gentleman Practitioners in the Courts of Law and Equity* (一七二九年) が設立されるとともに、ロンドンにおけるアトーニ／ソリシタ／バリスタ間の分業關係が形成されていくことになる。しかし、アトーニ／ソリシタの大部分は地方法曹であり、産業革命によつて急速に拡大しつゝある地方法実務の実質的な担い手となつていた。⁽¹⁹⁾ これら地方アトーニ／ソリシタも一八世紀末から一九世紀前半にかけて、地方毎に法律協会を設立しあらじめる。これら の団体形成運動の中心的課題となつたのが、名望 (Respectability) の確保と法律図書館 (Law Library) の充実

論 説

八

であつた。また、彼等の運動に合わせて法律ジャーナリズムも誕生する」とになる。⁽²⁰⁾

一八二七年には、法律図書館の設置を主要な目的の一つとして、首都ロンドンに法律協会 (Law Society) が設立され、一八三一年に特許状を得て法人団体 (Incorporated Law Society) になる。後にアトーニー／ソリシタ (以下、ソリシタと略記) の全国組織となる「の協会も、設立時は、全国で凡そ八千名余りのソリシタの内、わずか二九二名の会員を組織していたにすぎず、その後、一九世紀半ばにいたつても、その会員は、ほとんどロンドン在住の会員で占められており、ウエストミンスターの裁判所の御膝下であるためバリスタとの分業関係が発展していたという特殊な事情を除いてみれば、実態としては、ロンドンのソリシタ協会にすぎなかつたのである。⁽²¹⁾

ソリシタのプロフェッショナリゼーション化への新たな動向

一九世紀にはいると、ロンドンのソリシタ協会 (Law Society) はプロフェッショナル確立のために新たな方向を打ち出していく。一八三六年に始まるアトーニー／ソリシタ資格試験制度の実施である。資格試験実施に先立つ一八三三年からはソリシタ協会で法学教育が開始される」となる。資格試験実施主体は未だ裁判所であり、最終的には受験者全員が合格するとこう結果ではあつたが、公開資格試験による資格付与と「近代プロフェッショナルの新しい原理をいち早く打ち出したものであつた。⁽²²⁾」こうした、全国的公開資格試験の前提となる知識の標準化も、一八四五年には、ブラックストンを近代化した、スティーブン (Stephen, Henry John, 1787-1864) 『新英法註釈』 (New commentaries on the laws of England) の出版によつて達成されることになる。⁽²³⁾

この試験制度は、一八六〇年には、予備試験、中間試験、最終試験という三段階の試験として整備され、スティーブ

ブンはその後、中間試験のための標準的教科書として、二二版を数え一九五一年まで出版されつづけることになる。当時の教育改革の有力な手段であつた、優等試験制度や、賞金制度も一九世紀後半に向けて整備されていくことになるのである。⁽²⁴⁾

一九世紀の法学教育改革運動を支えたのも、このソリシタ層のプロフェッショナル確立運動であつた。しかし、既に中央でバリスタとの分業体制を確立したロンドンのソリシタと、勃興する地方産業都市で裁判実務全般を担ってきた地方ソリシタとの間には、運動の展望に大きな相違があつた。この相違が如実にあらわれたのが、一八四六年の地方民事裁判所法を巡る対立であつた。この法律は、私法律で個別的に設立されてきた旧来の小額債務裁判所を改組し、中世以来の地方裁判所の訴額制限²⁴（四〇シンリグ・シーリング）を撤廃して、訴額上限²⁵（一〇ポンド）の地方裁判所を全国的に整備するという、近代民事裁判制度の端緒となる画期的改革を行うものであつたが、この地方民事裁判所の裁判官には排他的にバリスタから選任されることになつたため、従来、法知識を備えた地方名望家として小額債務裁判所を支えてきた地方ソリシタ層は裁判官席から完全に排除されることになつたからである。地方法曹は妥協的なロンドンのソリシタ協会（ILS）に対抗して、首都²⁶地方法律協会（Metropolitan and Provincial Law Association）を設立する。法科大学運動を支えることになるのもの）の地方法曹組織であつたのである。⁽²⁵⁾

一八四六年法学教育改革委員会報告とバリスタ教育改革の動向

法曹院でも教育改革が全く行われなかつたわけではない。一八四六年の法学教育改革特別委員会報告以前にも、一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

一〇

ミドル・テンプルでは、法理学、ローマ法の講義が開始されており、バリスタ資格要件には講義への出席が課されるようになつていて。一八四六年委員会報告以降、改革派バリスタによる法科大学への改組の動きが現れるが、法曹院では、これに対抗し、一八五二年に四法曹院合同で法学教育評議会を設置し、法理学・ローマ法、不動産法、コモン・ロー、エクイティ、憲法・法史学の五講座を整備し、講義への出席もしくは試験合格をバリ스타資格付与の条件とする改革で幕引きをはかることになる。

法科大学派は新たに一八五五年法曹院調査報告書で学位授与権を有する法科大学設立案の勧告を引出し、法曹院教育評議会も公開試験義務付を提案するようになる。しかし、四法曹院の合同委員会は、従来批判が絶えなかつた法曹院への入会問題に関して、初めて入会試験（英語・ラテン語+イギリス史、大学公開試験合格者の免除）を課すこととしたが、バリスタ資格に関しては、五二年改革の、講義への出席、もしくは試験への合格という要件に加え、バリスタ事務所での実務修習という旧来の方式を復活させたために、バリスタ資格試験制度は結果的に骨抜きとなつてしまつた。⁽²⁶⁾

地方裁判所の成功と地方ソリシタの繁栄、地位の向上

地方ソリシタは、新設の地方民事裁判所の裁判官席から排除されたものの、法廷弁論権については、ウエストミンスターの裁判所のようなバリスタによる独占はなかつた。地方民事裁判所でも、同一事件でソリシタが訴訟代理人と法廷弁護士を兼務することは禁ぜられることにはなるが、ソリシタの法廷弁論権そのものが認められなかつたわけではないので、地方民事裁判所で法廷弁論に長けたソリシタが現れてきても不思議ではなかつた。⁽²⁷⁾

当時、地方バリスタ事務所が新興の産業都市に出来つつあつたとはいえ、膨大な地方の訴訟を処理するのには十分でなかつたこともこの傾向に拍車をかけた。⁽²⁸⁾ 一八四六年の地方民事裁判所の成功以来、地方民事裁判所は訴額、裁判管轄権を拡大し、一八六七年までには、ほとんどの訴訟を吸収し、八〇%以上の民事事件は地方民事裁判所で始まることになる。⁽²⁹⁾ このように急速に重要性を増していくた地方民事裁判所の訴訟業務を担つたのが、地方ソリシタであり、彼等にとつては、訴訟代理と法廷弁護とは同一プロフェッショ内に機能的な分業以外の意味がないことになる。言い換えれば、地方の裁判所ではアメリカ型の発展が生じていたといえるのである。従つて、この時期に地方の法曹からフュージョン論という両プロフェッショの融合論がでてくるのは、このような地方民事裁判所の発展の当然の帰結であつた。

このフュージョン論の背景には、一九世紀司法改革のもう一つの重要な柱、訴訟制度改革が隠されていた。一八七五年最高裁判所規則による中世以来の伝統的な訴訟方式の最終的廃棄は、バリスタの法実務の技術的因素の核を奪い、実質的に実務バリスタ養成の役割を担つてきた訴答作成専門弁護士や訴状作成弁護士、不動産譲渡専門弁護士の階層を消滅させることになった。いわゆる、メインのいう訴権法から実体法への移行であるが、同時に、このことによつて、バリスタとソリシタを分かつ法学識上の区別が極めて不明確なものとなつていつたからである。⁽³⁰⁾

第二章 法科大学設立運動の成立と展開

法科大学設立運動の発端——ジェヴォンズ報告

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

二二

バリスター、ソリシタ両法曹の共通教育を目指すセルボーン法案の基礎となる法科大学設立構想がリヴァプールのソリシタ、ジェヴォンズによつて提案されたのも、こうした地方法曹協会の大会であつた。一八六八年九月二十五日に開催されたりーズ法律家協会の会合ではハンネン (Hannen) 判事を中心に進められていた両法曹団体の融合論が主要な議題とされ、近隣都市の有力地方法曹団体を招待した大きな大会となつた。

ジェヴォンズの主張を要約すると、一八三七年から一八六七年までの三〇年間で、ソリシタの数は九、七一九人から一〇、四四二人とほとんど増えていないのに、バリスター数は一、四三四人から四、六四〇人へ三倍以上に急増し、その結果、ソリシタ／バリスター比は七対一から二対一へと激変した。このバリスター人口過剰の原因の一つは、政府官職をはじめとする実入りの良い役職の就任資格がバリスターに独占されていることにある。このことが、官職に就く成功の望みのないバリスター、また、法廷の実務に就く意図もないバリスターを増やしているのである。しかも、バリスター資格付与には制定法上もコモン・ロー上も規制がなく、法曹院は実質上、「閉鎖的ギルド」となつてしまつた。現在では、バリスターもソリシタも同一の家系から出ており、出身階層の差はない。しかも、ソリシタは三段階の厳しい試験でソリシタの法学識を基礎付けているのに対し、一八四六年の法学教育特別委員会報告以降、なされた改革も、無試験でバリスターになる道を残しており、バリスターの法学識を保証するものでもない。各国の法曹制度も二分制が一般的であるが、アメリカでは実質上の差はなく、また、大陸でも、イングランドやスコットランドのような、訴訟依頼人のバリスターへの接触を禁じる厳格な区分はない。

こうした状況の改善案として、両プロフェッショナルの融合案と、バリスター／ソリシタ間の転職を容易にする道とが提案されているが、ジェヴォンズは第三の道として、ソリシタ、バリスターの共通法学教育の推進を主張する。

この実現のために、法曹院、法曹予備院の収入からの支援の下に「中央法律大学 (Central Law University)」の設立を提起するのである。

この会議に招かれていた、近隣の有力地方法曹団体、マンチエスタ法律協会、リヴァプール法律協会、バーミンガム法律協会、ニューカースル法律協会、ハル法律協会の代表によつて、諸役職からのアドーニ排除に対し反対決議が採択されるとともに、ジェヴォンズを名誉事務局長とする、法科大学設立のため臨時審議会が設立され、バリスタ団との協議の準備を行うことが決議され、ここにバリスタ・ソリシタの共通法学教育を目指す、新たな法科大学設立運動が始まることになるのである。⁽³¹⁾

法科大学設立運動の展開——法学教育協会の設立

ジェヴォンズの報告は、ロード・タイムズ誌一〇月三日号に転載され、広範な社会的反響を呼ぶことになる。エコノミスト誌の主幹として、ノースコート・トレヴェリアン報告以来の公務員公開採用試験制度の実現に向けて健筆を揮つてきたバジョットは、フォートナイトリイ・レヴュウ誌で形式に墮した法曹院の教育制度を、自らの経験も踏まえ、厳しく批判するとともに、ジェヴォンズ報告への全面的支持を表明した。⁽³²⁾

法科大学設立運動の実現のためには、マスコミの支援と共に、法曹界の有力者の支援が不可欠であった。ジェヴォンズは、前年度のロンドン大学で開催されたソリシタ修習書記全国大会の議長講演を受け、法曹教育への熱意を公にしていた前法務長官パーマー（後のセルボーン卿）に働きかけ、バリスタ・ソリシタの共通教育を行う法科大学設立を目的とする法学教育協会が設立されるのである。⁽³³⁾

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

一四

パーマーや改革派のバリスタにとつては、一八四六年法学教育特別委員会報告、一八五五年法曹院調査委員会報告がめざしたドイツやフランスに比肩しうる体系的科学的法学教育を行う法科大学を設立するチャンスであった⁽³⁴⁾。他方、ソリシタ教育については、資格試験制度は充実してきているものの、その準備のための教育は体系的とも科学的とも言い難いままであつた。眼をイングランド同様な二元的法曹システムを有するスコットランドに転じれば、既に、両法曹の大学での共通教育が始まっているではないか。かくして、イングランドの法学教育の現状を改善の運動をすすめるために、①法曹を志す学生の教育のための法科大学の設立と②両法曹の資格を学寮的教育試験と公的試験機関による試験との結合に基づき付けることを目的とする法学教育協会の設立が呼びかけられることがとなつた。⁽³⁵⁾

法曹界の頂点に向けて上り坂にある前法務長官パーマーの呼びかけに、民訴裁判所長官、財務府裁判所長官、副大法官ら有力法曹らの賛成を得て、法学教育協会の設立総会がリンカンズ・インのホールで盛大に開催され、パーマーを議長に、クエイン判事を事務局長に選出した。この設立総会には、オックスフォードリッジの法学教授陣、さらには、未来の教授たるダイシーやホランドも執行委員として参加することになる。かれらは、既に教授職を得ていたブライスとともにマンチエスター、リヴァプールでの地方法学校の設立に携わっていた。しかし、地元のロンドン大学からの参加が、キングズ・カレッジのエイモスのみであつたことが、この運動に影を落していた。⁽³⁶⁾

法学教育協会案に対する両法曹団体の対応

法学教育協会執行委員会は学位授与権を有する法科大学設立案を、一八七〇年一一月一八日付けで関係団体に

送付した。翌年二月には、バジヨットがエコノミスト誌で、この法科大学案を、より稳健な案として好意的に取り上げ、法科大学設立を求める運動は大きな広がりを見せることとなる。⁽³⁷⁾ ところが、肝心のロンドンのソリシタ協会の執行部は、法学教育協会との質問状の交換後、極めて消極的な評議会決議を三月に採択することになる。バリスター・ソリシタの分業関係が確立したロンドンのソリシタ上層部にとつては、既に確立したソリシタ内部での指導的地位の不安定化に対する恐れがあつたものと考えられる。これに対し地方ソリシタを中心に強力な巻き返しが行われ、四月一八日、二八日、五月一二日と三度に亘り特別総会が開催され、新たな法科大学の運営におけるソリシタ協会と法曹院との対等性確保を条件として賛成案が採択されることになるのである。⁽³⁸⁾ 六月にはバーミンガムで開かれていたソリシタ資格試験を目指す法学生大会は総会で賛成決議を上げ、首都＝地方法律協会は、庶民院に法科大学設立請願を提出、若手、地方法曹を中心に運動は大きな広がりを見せた。⁽³⁹⁾

他方、法曹院からも、多くのバリスターが法学教育協会に参加しており、早い段階でグレイズ・インとミドル・テンプルは賛成の意向を示していた。しかし、パーマーの出身法曹院で、法学教育教会設立総会が開催されたりンカンズ・インの評議員が反対の急先鋒に立ち、一八七一年六月二二日の四法曹院合同委員会は法学協会案反対の報告をまとめることになった。それと同時に、合同委員会は、法科大学設立運動への対抗策としてバリスター公開資格試験の義務付けを勧告する。「資格試験の時代」といわれるこの時代に、バリスター資格のみを例外とするわけにはいかなくなっていたのである。⁽⁴⁰⁾

セルボーン決議案

一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

一六

法曹院の内部改革の困難を眼前にして、この現状を打破するために、一八七一年七月一日パーマーは庶民院に法科大学設立のための決議案を提出し搔きぶりをかける。この決議案では、ソリシタ協会との協議でも疑問が出され、また、ロンドン大学との対立を孕むこととなる「大学」という名称と学位授与権の問題を回避し、名前を「総合法科学校 (General School of Law)」と改め、学位授与権の問題とは切り離し、試験による営業資格授与という二点のみを掲げて、総合法科学校設立決議案の通過が目指された。⁽⁴¹⁾

議会外でも、前大法官のセント・レオナーズ卿からは設立基金として四〇〇ギニーの寄付金の申し出が為され、また、全国から四〇〇名のバリスタ、約六〇〇〇名のソリシタの決議案賛成署名が集められることになる。当時ロンドンにあつたソリシタ協会が組織していた会員が総数三〇〇〇名、全国の登録ソリシタ総数が一〇、〇〇〇名であったことを考えると、短期間で六割の署名が集まつたことになる。⁽⁴²⁾

法曹院側はこれに対抗して六月二二日報告の採択を急ぎ、一二月三一日以降入会の学生にバリスタ資格付与試験の義務付けの方向を確認し、翌一八七二年から、バリスタ資格付与試験が初めて全員に義務的なものとして実施されることとなるのである。⁽⁴³⁾

議会内では、記録長官ジエッセルをはじめとするとロンドン大学出身の議員が決議案に対し激しく執拗な反対討論を開いた。⁽⁴⁴⁾ パーマーが議長を勤めたソリシタ修習書記協会の年次大会がキングズ・カレッジで開催されたように、ロンドン大学はソリシタ教育に一定の役割を果たしてきたからである。首都ロンドンに法学の学位授与権を有するもう一つの大学が出現することは、ロンドン大学の学位授与権の侵害と理解されたのである。同時期にロンドン大学法学博士号の学識性の高さを疑う議論が法律新聞をにぎわしたことも、ロンドン大学出身者

の態度を硬化させることとなつたのかもしれない。⁽⁴⁵⁾ 決議案は、激論の末、翌年三月一日一一六対一〇三の小差で否決されることになる。時の政府の支持が得られない中、キヤスティング・ヴォートを握ったのはロンドン大学出身の議員達であったのである。

セルボーン法案——法曹院民主化法案と総合法科学校案

決議案の否決によつて、法科大学設立の運動が直ちに終わつたわけではない。設立運動自身の盛り上がりは続いていた。⁽⁴⁶⁾ 何よりも、法学教育協会議長のパーマーが法曹界のトップの大法官に昇進することが見こまれていたからである。一八七三年一月、再びリンカーンズ・インで開催された法学教育協会の年次総会で、パーマーは大法官就任に伴い議長職を辞すことになるが、これによつて総合法科学校設立への期待は、むしろ大きく膨らむことになる。この総会では、法曹院の保守的指導部に対する対抗策として、法曹院組織そのものの民主化が新たな課題として提起されることになる。多数のバリスタが設立運動を支持し、四法曹院中、二法曹院が賛成していたにもかかわらず、最終的に法曹院全体が反対派に回り決議案が否決されたのは、法曹院の運営組織が自選団体たる評議員（ベンチャーリ）層に委ねられており、しかも、評議員の中でも改革意欲に富んだ有能な評議員の多くは実務に忙しく、法曹院の運営に関与する時間がないからである。このように現在の法曹院の機構は、実質的に、旧慣を墨守する保守的評議員に委ねられており、法曹院の運営機構は多数のバリスタの意見を代表する民主的な機構となつていなことが法科大学設立の最大の障害となつてゐるというのである。⁽⁴⁷⁾

セルボーンは一八七三年裁判所構成法によつて最大の課題であつた上位裁判所の統合を実現すると——ここで一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

一八

も彼は裏切られることになるのであるが——一八七四年七月一〇日に法曹院法人化法案と総合法科学校法案、所謂セルボーン法案を貴族院に提案することになる。⁽⁴⁸⁾しかし両法案とも第一読会を終えた段階で議会は解散され、一八七四年総選挙で、ディズレーリの保守党勝利により、大法官職もケアンズに交替となってしまうのである。しかし、こうした政治状況の変化にも関わらず、次期大法官となつたケアンズ自身も、リンカンズ・インの評議員として、以前に法科学校設立の提案を行つたことがあることが良く知られていたため、法律ジャーナリズムの世界では、むしろ、兩大法官の努力で法科学校実現の道は近づいたとする論調まで出ることになる。⁽⁴⁹⁾

ソリシタ組織の側では、総合法科学校案をめぐる全国的運動の盛り上がりを受けて、一八七二年には、ロンドンのソリシタ協会に首都＝地方法律協会が統合され、ソリシタ協会の全国的なプロフェッショナル団体としての基盤が強化されることとなつた。この統合に伴い、一八七四年以降、毎年一回ソリシタ協会地方大会が開催されることになる。一〇月にリーズで開催された第一回総会でも共通法学教育に関連した報告が提出され、法科大学設立運動が依然として地方ソリシタの重大な関心事であり、その運動の火がまだ衰えていないことを示していた。⁽⁵⁰⁾

設立基金問題と法曹院の組織的反撃

焦点は、設立形態と設立基金という、より現実的な問題に移っていくことになる。ソリシタ側からは、国立の総合法科学校という意見も出されるが、国立案は、制定法上のプロフェッショナルとしてのソリシタ層にとつては当然視されるとしても、自立的プロフェッショナルとしてのバリスタ層にとつてはプロフェッショナルへの国家の介入の梃子となる危険な道と見なされた。むしろ、運動の当初より設立基金として当てにされていたのは、法曹院

の豊かな基金であつた。⁽⁵¹⁾

総合法科学校派にとつては、法曹院はパブリックな組織であり、法曹院は本来を法曹養成のために使用すべき基金を適切に使用していないのであって、これらの基金は総合法科学校設立のために「充当 (appropriation)」⁽⁵²⁾されるべきだと主張する。この議論は、改革派バリスタ達にとつては、自分達の基金の使用方法をめぐる問題と意識されていたのであるが、法曹院の管理運営を担う評議員層からみれば、法曹院基金の「充当」とは「流用」即ち「没収 (confiscation)」であつて、これが法曹院側の激しい反発を生むことになる。総合法科学校派の主張の根拠となっていたのが、五五年調査委員会報告で提出された法曹院の收支報告とジエームズ一世によつて両テンプルに与えられた開封勅許状であった。開封勅許状で信託の目的とされた「法学教育」がその主張の重要な根拠となつたのである。法曹院は本来の目的のために基金を使用していないかというのである。このことは、逆に、制定法による法科大学設立と法曹院法人化の孕む危険な側面に対する法曹院の側の警戒心を一層強化することとなつた。

法曹院の組織的抵抗と総合法科学校案の後退、挫折

危機感を募らせた法曹院側は、一八七四年末から一八七五年夏にかけて、法曹院合同委員会の反対決議、議会への反対請願、大法官ケアンズ卿との協議等、セルボーン法案成立阻止のための組織的な抵抗運動を強力に展開するとともに、法曹院の教育体制の新たな改善案を作成する。⁽⁵³⁾一八七五年一〇月リヴァプールで開かれたソリシタ協会第二回地方大会のソンダーズ報告は、法科大学法案の審議状況は一年前と異なり、最早絶望的なものとなつ

論 説

一一〇

たと論じることになる。⁽⁵⁴⁾

この過程で、総合法科学校案も、教育機関としてではなく、学位授与試験機関としてのロンドン大学同様に、資格試験機関としての法学校に修正されてしまうことになる。ケアンズ卿の提出した一八七六年法案では、一八七四年セルボーン法案第一四条、第一五条の教授職、講師職設置の規定が削除されてしまい、第二一〇、二二一条で法曹院、ソリシタ協会等に教授職、講師職が設置される形に修正されてしまうのである。⁽⁵⁵⁾

しかし、教育制度ではなく、まさに資格試験問題こそが法曹院にとつて死活問題であつた。法曹予備院が解体する中で、法曹院が命脈を保ち得たのは、このバリスタ資格付与権を有していたからであつた。制定法の援助により自立的プロフェッショナル化の道を歩んだソリシタと異なり、法曹院内部の身分として、制定法上の規定とは無縁にプロフェッショナルとしての自立化したバリスタにとつては、制定法による資格試験制度の創設は、議会乃至政党政治による自立的プロフェッショナルへの干渉以外のなにものでもなかつた。従つて、ケアンズ案に対しても法曹院の反対の立場は変わらなかつた。法曹院は引き続き議会に対して強力なロビー活動を展開することになる。⁽⁵⁶⁾

これに対し法科大学設立運動の中心組織であつた法学教育協会の活動は、一八七六年の事務局長クエインの死亡後不活発になつていく。クエインの遺贈によつてロンドン大学に比較法講座が設置されたのが、その最後の成果と言えるのかもしれない。⁽⁵⁷⁾

日本からの留学生、入江（穂積）陳重がロンドンに到着したのは、この一八七六年法案の審議の真っ只中であつた。両法案は、一八七七年議会にも再上呈されるが、再び法曹院から両法案に対する反対請願が提出され、法曹

院法案は委員会段階で取り下げられ、総合法科学校法案は、委員会報告を修正し、形を整えて審議未了のまま閉会となり、ここにセルボーン法案の運命は最終的に尽きるのである。一八七九年穂積がドイツへの転国願いの中で、イングランドで充分な法学教育が受けられない理由としてセルボーン法案の挫折に言及しているように。セルボーン法案の挫折は、近代日本法学の方向にも少なからぬ影響を与えたのである。⁽⁵⁸⁾

第三章 法科大学設立運動挫折の原因とその帰結

セルボーン回顧録と挫折の真の原因

総合法科学校の設立によつてバリスタ・ソリシタの共通教育が実現され、法曹養成制度が一元化が行われていたら、法曹制度そのものの一元化への第一歩が踏み出されていたかもしれない。後から振り返れば、一八七二年のセルボーン決議案の僅差での否決が、共通教育実現の分れ目であり、その結果が、イングランドの二元的法曹制度の近代的起源となつたといえるかもしれない。決議案の採否でキヤスティング・ウォートを握つたのはondon大学選出議員であり、セルボーンも回顧録で強調するように、法曹院評議員の保守性、融合論への恐れに加え、政治的に見れば、ロンドン大学を敵に回したことが法案の死命を制したことになる。⁽⁵⁹⁾

しかし、セルボーン回顧録がその前段で示唆するように、総合法科学校実現を目指す議会外大衆運動が、法案審議の最後の段階で、急速に下火になつていつたことが見過ごされてはならない。⁽⁶⁰⁾ この議会外大衆運動の衰退の背景には、当初よりこの運動を中心的に担つてきたソリシタ層の運動方向の変化があつたようと思われる。前章で述べたように、一八七六年、七七年議会において法曹院側が、フュージョン論への警戒と法曹院管理権維持の

論 説

一三一

ための巻き返しとして、強力な両法案反対請願運動を開いたのに対し、ソリシタ側は、法曹院法案に賛成請願を行っているものの、総合法科学校案への賛成請願を行った形跡はない。⁽⁶¹⁾ 法曹院法案への賛成請願には、法曹院も、ソリシタ協会と同様に、制定法上の機関たるべきだという、ソリシタ層の対等化要求の根強さが窺える。

他方、共通教育機関ではなく、単なる資格試験機関として総合法科学校案の設立しようとするケアンズ修正案は、既に資格試験制度を確立しているソリシタ協会にとつては魅力がないだけでなく、逆に、総合法科学校の運営の主導権をバリスタに奪われる危険を負担する可能性があつた。ソリシタ団体は、一八七四年、首都^{62)II}地方法曹協会とロンドンのソリシタ協会が統合し、全国的プロフェッショナル組織へと成長を遂げていくとともに、ソリシタ資格賦与権の裁判官からソリシタ協会への移管、即ち、バリスタ同様に国家から自立したプロフェッショナルへの成長を目指す運動にその重点を移すことになる。この目標は、総合法科学校案の廃案が確定的となつた一八七七年にソリシタ法によつて実現されることになる。これによつて、制定法上の機関としてではあるが、ソリシタ協会は法曹院と並ぶ自立的法曹資格賦与団体となるのである。試験機関としての総合法科学校の設立は、逆に、長年の努力によつてソリシタ団が獲得した自立的なソリシタ資格付与権を手放すこと意味することになつたのである。⁽⁶²⁾

一〇数年後に、ロンドン大学法案の審議に際して、ソリシタ協会の会長レイクが委員会議長席のセルボーンに對して語つた以下の証言はこの間のソリシタ側の動向の変化を如実に語つてくれる。

セルボーン法案提出時、執行委員会のメンバーでしたが、當時、試験は理論上ソリシタ協会の統制下には

なく、裁判官の委任によつて試験官を勤めていたのです。法学校運動は一八七一年であり、一八七七年になつてようやく議会はソリシタ協会に完全に試験の統制権を与えました。このことは法学校の可能性について抱く見解に極めて重大な相違いを生み出すものです。⁽⁶³⁾

二元的法曹制度の強化と固定化

ソリシタの自立的プロフェッショナル化とともに、共通教育論を背後から支えていたフュージョン論も衰退していった。フュージョン論の基礎となる地方アトーニ／ソリシタの訴訟事務、法廷弁論両分野での活躍も、新地方裁判所の成功、引き続く地方裁判所裁判管轄権の拡大と訴訟数の増大によつて大きく変化していった。地方ソリシタ層は膨大な訴訟事務に追われることになり、むしろ、地方法実務においても、訴訟事務と法廷弁論との分離が進んでいき、地方バリスタ事務所の設立もあいまつて、むしろバリスタ・ソリシタの二分制が地方に拡大する方向が強まることになる。こうした変化を受けて、一八七六年の第三回地方大会の頃からソリシタの対等化要求運動の方向は、フュージョンではなく、もう一つの方向、二元的法曹制度を前提とした上で、ソリシタからバリスタへの転職に対する障壁の除去の方向へと転換していくのである。⁽⁶⁴⁾

他方、バリスタ側にも変化が生じる。バリスタ資格賦与に公開試験合格が義務付けられたとはいえ、従来同様バリスタ資格それ自体は法廷弁護士としての成功を保証するものではなかつた。若手バリスタは、近代的法律プロフェッショナルとして成長したソリシタと、名声を勝ち得た国王顧問弁護士との間で、激しい競争の中で営業を築いていかねばならなかつた。一八八一年の裁判所規則改正問題を契機に、こうした若手バリスタの職業的利害

論 説

一一四

を代表するバリスタ委員会 (Bar Committee, 1883)、後のバリスタ評議会 (Bar Council, 1895-) が設立されるとになるのである。この新たな団体こそが、国王顧問弁護士の単独弁護活動を禁じる、複数弁護士規則 (Two Counsels Rule) を始めとする一八世紀以来発展してきた法廷弁護士の実務慣行をリーガル・エチケットとして成文化し、バリスタ団体の職業倫理の統制を担うようになるのである。その後、バリスタ資格付与以外の多くの所管事項は法曹院からバリスタ評議会に移管されていくことになる。かくして、セルボーンが提起した、若手バリスタを排除して、ベンチャー層によつてのみ運営され法曹院の運営体制の民主化の課題は、皮肉にも若手バリス⁽⁶⁵⁾タ層の職業利益擁護のための業界団体の設立という保守的な形で実現されることとなるのである。

時代状況全般も大きく変化していた。セルボーン決議案の翌年一八七三年から世紀末にかけて、イギリス社会は「大不況期」と称される長期の停滞期に突入する。他方、第二次、第三次選挙制度改革による労働者階層への選挙権の拡大に伴う議会の大衆化状況の出現に対し、有産階層の最後の砦として司法部の保守化が進行することになる。一九世紀改革の時代は幕を閉じつつあつたのである。

まとめにかえて

ヨーロッパ各国で弁護士制度が一元化されていく中、イングランドではむしろ、二元的弁護士制度は、むしろ強化され、固定化されていくこととなつた。各國における法曹制度の一元化の起点は、共通の大学法学教育が法曹養成過程一般に浸透していくことにあるとするなら、総合法科学校設立による共通法学教育の実現の失敗が、イングランド近代の二元的法曹制度を決定付けたといえよう。

もちろん、イングランドでも弁護士養成制度の近代化のための試みがなされ、一八七一年の法曹院におけるバリスタ資格試験の義務付けを、その副次的成果として生み出すわけであるが、このこと自体が、当時のイングランドの教育改革の性格を如実に表すことになる。即ち、一九世紀のイングランドの教育改革のほとんどは、実は、教育の改革というより、むしろ、試験制度の改革に終わつたということである。

大学では優等学位試験制度が導入により、メダルとプライズによる改革が行われるが、こうした方法は、ソリシタ資格試験やバリスタ資格試験でも模倣されることになる。競争を勝ち抜いた少数のものに栄誉が与えられるといふこのシステムは、従来のネポティズムに代わる新たなメリットシステムを提供したとも理解されるが、その裏で、クランマーと称される詰込教育の私塾を繁栄させる結果を生み出すこととなつた。⁽⁶⁶⁾

こうした中では、公開競争試験導入のみによつて社会的評価を獲得することは困難であった。大学法学教育も、この期の教育改革に合わせ、法学優等学位試験制度（ケンブリッジの Law Tripos、オックスフォードの Honour School of Law）が設けられるが、この改革も、オックス＝ブリッジの大学教育における法学教育の低い地位を変えることはなかつた。依然として、ケンブリッジでは数学優等試験（トライポス）主席の Senior Wrangler が成績優秀者の代名詞であり、オックスフォードではグレーツと称される人文学優等学位試験（Greats, Literae Humaniores）で高順位を得ることが優等生の証明であつた。当時の法曹上層部は法学部出身の法學士ではなく、これらラングラーーや古典学優等学位試験上位合格者によつて占められていたのである。⁽⁶⁷⁾

法科大学設立のために結成された法學教育協会には、殆どの大学法學教授とその卵達が加わつていたが、大学法學教師の数も少なく、また大学内部での法學の地位は低いままであった。大陸諸国のように、法曹教育を大学

論 説

二二六

法学教育を通して一元化するには、法学という学問それ自体が、大学アカデミズム内部でレスペクタビリティを獲得する必要があったのである。

この課題を担つたのが、アンソン、ポロック、ダイシー、メイトランド等、一九世紀末の偉大な法学者達であり、彼らによつて、ようやく近代大学法学教育の幕が開けられることになるのである。彼等は、近代歴史学や外国法学の助けを借りながら、イングランド法学を大学で学ばれるに相応しい学問へと完成させ、法学の大学アカデミズム内におけるレスペクタビリティを獲得するための努力を積み重ねていくのである。その一人、イギリス憲法学の創始者となつたダイシーが、一八八三年四月二一日に行つたオックスフォードのヴァイナー講座教授就任講義のタイトルが「イングランドの大学で法学を教えることができるか」であつたことはあまりにも有名な話である。ポロック等の努力で、イギリスの初めての法学学術雑誌『季刊法学評論 (Law Quarterly Review)』が公刊されたのが、その二年後であつた。⁽⁶⁸⁾

他方、大学法学教師層の拡充に関しては、一八七七年ソリシタ法の結果、ソリシタ協会にソリシタ資格試験受験料収入が入ることとなり、この収入が地方ソリシタ修習書記の準備教育のため地方大学法学部支援資金に充てられ、不十分ながらも、地方大学の法学教育拡充に寄与することとなつた。⁽⁶⁹⁾ また、ジェンクスやマークビィによつて法学の標準的教科書が整備され大学法学教育の基礎も固められていくことになる。これら、新たな大学法学部教師達は、公開試験制度が生み出したクランマーと称される私塾の講師達と、自らを区別して一九〇八年に法学教師協会 (Society of Public Teachers of Law) を設立する⁽⁷⁰⁾ことになる。

この、最後の法律プロフェッショントの法学教師団体の成立を背景に、一九一三年のホールデン委員会は、

新たな法科学校設立方式ではなく、既存の大学法学部教育の充実へと法学教育改革の方向転換を図ることになるのである。⁽⁷⁾しかし、実際に、大学法学部教師が法曹養成の根幹を担うには、イングランドの大学教育そのものの狭さの打破される必要があった。したがって、この課題が実現されるには、第二次大戦後の大学拡張期まで待たざるを得なかつた。しかし、この時までに、イングランドの二元的法曹制度は充分強固な分業体制を築き上げていたのである。

追記 本稿は、甲南大学黒田忠史氏を研究代表者とする平成一一年度～平成一三年度科学的研究費補助金基盤研究(B)(1)「十九・二十世紀五カ国(独・英・日・仏・米)における法曹養成と法学教育」(研究課題番号11420003)の成果の一部として発表した、法制史学会第五〇回研究大会報告(11001年10月5日、於 龍谷大学)を纏めたものである。また、貴族院議事録については、国立民族博物館京セラ文庫所蔵、英國議会議事録を利用した。記して感謝したい。

(1) 近代イングランド法曹史研究の嚆矢をなす研究として、Brian Abel-Smith & Robert Stevens, *Lawyers and the Court: A Sociological Study of the English Legal System 1750-1965* (Heinemann, 1967) が、こもなね有益である。また、邦訳のある、R. E. Megarry, *Lawyer and Litigant in England* (Stevens & Sons, 1962) (R. E. メガリ『イギリスの弁護士・裁判官』中央大学出版部(一九六七))も、当時の法曹界を巡る状況を理解するうえで貴重である。同年一一月一九日に任命された法学教育委員会の報告書、*Report of the Committee on Legal Education* (London, HMSO, 1971) Cmnd. 4595 [Ormrod Report] が、一九世紀法学教育改革の歴史的概観部分も便宜である。報告書の評価に対する批判として、W. T. Twining, 'Laws' in *The University of London and the World of Learning: 1836-1986*, F. M. L. Thomson ed. (London, Hambledon Press, 1990), pp. 81-86. 参照。なお、一九七一年委員会報告、それ自体

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

一一八

このことは、佐々木恒「イギリスの大学法学教育——一九七一年「法学会教育委員会報告書」紹介——」駒大法紀要三一号（一九七二）、「イギリスの大学法学教育（続）——一九七五年「第二」ウイルスン法学教育観」紹介——」駒大法紀要三四号（一九七六）において紹介、検討されてる。

最近の研究としては、バー・メス、リーガル・エチケット問題から Abel-Smith & Brian の研究の批判的検討を行つてある。Raymond Cocks, *Foundation of the Modern Bar* (London, 1983) 及び、社会学的立場からのチャーチ改革前の状況について、豊富な統計を用いて概説的分析を行つた Richard L. Abel, *The Legal Profession in England and Wales* (Basil Blackwell, 1988) がある。

ナッシュヤー改革後の状況については、Mary Seneviratne, *The Legal Profession: Regulation and the Consumer* (Sweet & Maxwell, 1999) が詳しい。Abel も 'Between Market and State: The Legal Profession in Turmoil' 52 *Modern L. R.*, p. 285 を発表しており、わが国でも、石黒徹「英國における司法制度改革案」長谷部由紀子「イングランド及北ヨーロッパの法曹改革」ジュリスト九三七号（一九八九・七・一）があるほか、法科大学院問題との関係での紹介も増えてる。

なお、報告後、広渡清吾編『法曹の比較社会学』(東京大学出版社、一九〇〇)、我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』(東京都立大学出版社、一九〇〇) が出版された。

- (2) James A. Brundage, 'The Medieval Advocate Profession', *Law & History Review*, (1988), p. 443f. ジャン中世以来の教会法的伝統とディツにおける展開については、ホールヒュ「ヘンス中世カノン法訴訟制度要説」塙浩著作集六『ヘンス民事訴訟法史』(信山社、一九九一) 所収五〇一頁以下、上山安敏『法社会史』(みすず書房、一九六六) 一一九頁以下参照。また、この法曹の二元的構造が、十六世紀半ばから十八世紀半ばまで、職能的区分としてのみならず社会身分的区分としてヨーロッパ社会において一般化していったことを比較法史的視点から論じた Filippo Ranieri, 'From Status to Profession: The Professionalisation of Lawyers as a Research Field in Modern European Legal History' 10 *Journal of Legal History* (1989), pp. 180-190. ゼ、イタリアのベニス、ヘンス

のアヴァオカが共に、一九世紀はじめに、依頼人の直接交渉禁止の規則を厳格化した現象を、この身分的プロトヒューマンの危機くの対応として理解すべ。他方、Hans W Baade, 'The Education and Quarification of Civil Lawyers in Historical Perspective: From Jurists and Orators to Advocates, Procurators and Notaries' in *Critical Studies in Ancient Law, Comparative Law and Legal History*, edited by John W. Cairns and Olivia F. Robinsons (Hart Publishing, 2001) や、大陸及びスコットランドの法曹史を古典期ローマに遡して論じる「近代法曹教育制度の特質を、フランス革命による伝統との断絶と法典化と教育省監督下の固定カリキュラムにしたがって行われる法曹教育の画一化」、ドイツにおける司法官僚としての裁判官養成を軸に国家資格試験の統制下で形成されたドイツ型法曹養成制度にその特質を見る。とりわけ、プロクラーチルに対する裁判所の統制権が弁護士一元化に伴つてアドヴォカート的役割を担つ弁護士一般に及ぼれるようになつたのでなにかと云ふ指摘は傾聴に値する。

フランスについては、法制史学会第五〇回研究大会（1900年10月5日、於 龍谷大学）野上博義報告及び後述註（3）参照。また、当時のベロシティハム、フランス、オーストリアの法学教育と弁護士資格の関係については、⁶あだべ、The Legal Education of Scottish, Continental, and other Foreign Bars, A Legal University (LT, Aug. 20, 1870 [vol. XLIX, p. 299f., 310f.]). 法学教育協会内の議論による直接影響を及ぼしだ、当時のベロシティハムの法曹養成改革について、Stephen D. Girvin, 'Nineteenth-Century Reforms in Scottish Legal Education: The University and the Bar' 14 *Journal of Legal History* (1993), pp. 131-137 参照。

なお、専念報告では利用し得なかつたが、一八世紀から19世紀までの間、英、独、米の法曹制度を比較史的に論じた、Terence C. Halliday & Lucien Karpik ed, *Lawyers and the Rise of Western Political Liberalism* (Oxford, Clarendon Press, 1997) があ。

(3) E. De Meray, 'Lawyers in France' *Law Times*, Aug. 30, Sept. 20, Oct. 4, [vol. LV, pp. 323-4, 373-4, 405-6.] 以降 (LT)。J. G. 論事が投稿された雑誌ロー・タイムズは、一八四二年創刊の法律雑誌で、創刊時の定期購読者名簿のほとんどが地方ソリシタによつて占められており、新たな法律ジャーナリズムを支えた層がいかなる人びとであつ

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

110

たかを如実に示してござる。

Subscribers of The Law Times made up to May 18, 1843, LT and Journal of Property, vol. I (London, 1843) pp. i-xii, によれば、治安判事セセナ・ベリスタ六十六名 (11%) 内巡回裁判区付ベリスタ一回判 (11.7%) は坡ノヒソリシタ千数百名 (内ロハムン一回判一名セ・11%) (10数%) の市町村別の名簿を明らかにしてござる。 (ペーセンテーパは、登録ソリシタ九、九三九 ロハムハニ) 一回八 地方六、七九一 ロハムハ法曹協会一、三一三 Abel, op. cit., p. 447 を基礎に算定) またバリスタにてござる、一八四一年の「〇八八名巡回裁判区付ベリスタ六五〇名を基礎に算定した。これら、地方の法曹、及び法曹団体の記録の多くは散逸しており、本誌の法曹協会欄 (Law Societies) の通信欄は貴重な情報源である。

一八世紀地方アトーリーに関するロブソンの研究以降、アトーリーに関する本格的歴史研究が少なるのも、法曹院に比し十分な記録資料を欠くことの一因があるのかもしれぬ。ランカンズ・インのライブラリアンであるガイ氏が編纂した、Guy Holborn, *Sources of Biographical Information on Past Lawyers* (BLALL, 1999) が文献案内として便利である。

(4) 一八四六年法学教育特別委員会にてござる、*Report from the Select Committee on Legal Education, 25 August 1846* (B. P. P., vol. X, p. 1)、この報告に対する一九七一年委員会報告の評価に関する前掲 *Report* (1971) Cmnd. 4595, p. 8 参照。

(5) 社会史の立場からいざ、一九六九年に出版された、Harold Perkin, *Origins of Modern English Society* (ARK edition, 1985), pp. 252ff. が、この期における近代プロフェッショナルの出現に注目し、一八八〇年以降のマジックナンバーと The rise of professional society (Routledge, 1990) として體じてござる。社会学者ラーンへの研究、M. S. Larson, *The Rise of Professionalism* (Univ. of California Press, 1977) も、一九世紀の近代プロフェッショナルの出現過程を理解する指標として有益である。しかし、ラーンへの研究は一元化された法曹としてのアメリカ型のアトーリーがモデルとなつており、イギリスや大陸の一元的法曹や、法曹や医師のような十九世紀以前に確立していた古典的なプロフェッショナル

シヨンにスリード援用しうるかについては慎重であるべきである。」のよハジ、バリスタをプロフェッショナ化的歴史の枠外においていた研究への反省として、近代的プロフェッショナントの緊張関係の中で、伝統的乃至ジヒナルマハ的プロフェッショナントとのバリスタの近代的変容を捉えようとする試みがなされた。Daniel Dunman, 'Pathway to Professionalism: The English Bar in the Eighteenth and Nineteenth Centuries' 13 *Journal of Social History* (1980), pp. 615-628. 個別プロフェッショナル化をプロフェッショナル一般に解消する、即ちの危険性については、ハーマン批判を参照。Do., *The English and Colonial Bars in the Nineteenth Century* (Croom Helm, 1983), p. 205.

また、バロルド・ペーカンやトマス・キルンズ等の社会史研究の近代プロフェッショナリズム史に偏重した法曹史に対する批判として、Christopher W. Brooks, *Lawyer, Litigation and English Society Since 1450* (Hambleton, 1998), pp. 181ff.

一九世紀後半の問題を扱う本稿においては、近代プロフェッショナリズム論的視点からの議論で十分と思われるかもしない。なるほど、伝統的プロフェッショナリズムの伝統のないアメリカや、旧プロフェッショナントとの断絶において成立したドイツ法曹史においては可能かもしれない。しかし、イングランド法曹史は近代プロフェッショナリズムとしむ、伝統的プロフェッショナントとの対抗関係抜きには理解しえないであら。

(6) 一八世紀型プロフェッショナントと一九世紀型プロフェッショナントの相違については、概して、Daniel Dunman, *The Judicial Bench in England 1727-1875: the reshaping of a professional elite* (London, 1982), pp. 178-9 の表が参考となる。

前註の問題に加え、アメリカ型のアトリーをモデルとする一元的法律プロフェッショナリズム観で、法律プロフェッショナリズム全般を論じるところから無理が生じてくるのかかもしれない。旧プロフェッショナントとの対抗関係が希薄なまま近代プロフェッショナリズム化していくたアメリカ法曹に対し、イングランドでは、旧プロフェッショナントと近代プロフェッショナントとの対抗関係の中で近代法層が形成されていったことが重要である。

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論
説

111

(7) 法曹院内部の教育訓練制度との関係について、もしあたり、拙稿「中世末イングランドにおける判例法主義の成立過程（1）」法学論叢10巻5号四二一～四六頁。ウェストン・スターの法廷への出廷権について、訴訟帮助との関係を含む。J. H. Baker, Counsellers and Barristers, An Historical Study, 27 Camb. L. J. (1969), pp. 205-229, Do., Audience in the Courts, in *The Common Law Tradition* (Hambledon, 2000), pp. 77-88 を参照。

(8) Holdsworth, *A History of English Law*, vol. VI, pp. 472-481, H. Baker, The Rank of Queen's Counsel in *op. cit.*, pp. 89ff. 並びに革命体制期のバーの規模については David Lemmings, *Gentlemen and Barristers, The Inns of Court and The English Bar 1680-1730* (Oxford, 1990), pp. 123-130.

(9) ルーハウスによる記述によれば、一六八八一七二〇〇年の入会者五十九名中バリスタとなつたのは1、「四」1知、入会者の11%がバリスタとなつた。Lemmings, *op. cit.* pp. 62, n. 13. のバリスタ人気の低さは一八世紀後半も継続する。Lemings, *Professors of Law* (OUP, 2000), pp. 62ff. 一七八四年以降のミル・テンプル、リンクンズ・インのバリスタ資格付与の対入会者数比率の推移については Daniel Dunman, *The English and Colonial Bars in the Nineteenth Century* (Croom Helm, 1983) 表1-12、「八頁参照。入会者のバリスタ資格付与率は一八世紀末以降向上する」とある。また、一九世紀三〇年代は約ハーフ即ち50%を越えるに到る。

Ibid., pp. 2-9, 24-29. の分析も参照。リンクスによつて精力的に明らかにされたある一八世紀バリスタの実像の詳細については今後の課題とした。

(10) 改革に先立つて、一八四七年六月に行われた調査による各院の資格付与要件は以下の通りであった。

リンクンズ・イン、在籍五年（文芸修士・法学博士は三年）、共同食事一一期、教育訓練九回、年齢二十一歳、インナ・テンプル、在籍三年、共同食事一一期、教育訓練無し、年齢二十一歳、グレイズ・イン、在籍五年（二十三歳以上は三年）共同食事一一期、教育訓練一期六回、年齢二十一歳、ミル・テンプル、在籍五年（二十二歳以上は三年）、共同食事一一期、講義出席一年間（一八四七年三月以降）、年齢二十一歳

The Records of Honorable Society of Lincoln's Inn; The Black Books vol. V, ed. Sir Ronald Roxburgh (Lincoln's Inn, 1968) p. 14 [p. 346] (以下 BB.V)

一八四六年委員会の法學教育に関するトマース・アーヴィング（一八四六／八／一）に描かれてゐる所によれば、「教育訓練」制度は儀式的な形態化してゐる。Report from the Select Committee on Legal Education, 25 August 1846; 1846 B.P.P., vol. X, pp. 274-288, at p. 275. 従つて、実質的にバリスタ資格要件として課せられた法學教育だけの年からごく早く改革につながったチャーチル・トーハッセルの講義のみである。各法曹院の初期の教育改革の歴史については、同時代史的な Philip Anstie Smith, *A History of Education for the English Bar with suggestions as to Subjects and Methods of Study* (London, Butterworth, 1860), pp. 166-173 を参照。

(1) ヘンリ・ペリー『國富論』第一編第十章第一節（水田洋輔訳・杉山忠平訳、岩波文庫）(1) 一八六一—一八八頁。この議論は、初期の自然法に関するクラシック大学講義でも展開されてゐた。「いのちに法の学習においては、二十人に一人も投資した金を回収できなか。ほとんどの人は人々に対して自らをとめかへず卓越した、優れた乃至は有用である」と示すだけの十分な能力と知識を持つてゐない。それゆえ、職業に就いた一〇から一一名の人は単に彼らの教育の出費を補填するだけでなく、これだけでも相当なものであるが、ところは、人は三十歳ぐらくなつてしまつやく法律家として役立つものになるからであり、法律業による何らかの場合のリスクへのことも補填する賃金を得るに違ひなか」 Report of 1762-3, March 30, 1763 in Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence* ed. R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, (Oxford, Clarendon Press, 1978) p. 354。一七六六年講義でも同様の議論を開いてゐる (ibid. p. 495)。

この競争的職業としての法曹への高い評価は、「教えるべきをやるべきだくやめてくる」オックスフォード大学の教授への有名な批判とともに、國富論の後半でも再び繰り返される。『國富論』第五編第一章第二節（同、岩波文庫）(四) 一四一—一七頁

バリスタ資格が実務法曹としての成功をもたらすものではなかつたといつてこそが、より早い時期の例ではあるが、一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

Wilfrid R. Prest, *The Rise of Barristers: A Social History of the English Bar 1590-1640* (Oxford, Clarendon Press, 1986), p. 129, p. 147-8. 参照¹⁰。

(12) Dunham, *op. cit.* (1983), pp. 16-29. 「十七世纪末の法曹院の貴族主義への傾倒及び大学教育との關係」、『ローマン・アーチ・セントラル統治の歴史から』(著者 Paul Lucas, 'A Collective Biography of Students and Barristers of Lincoln's Inn, 1680-1804: A Study in the "Aristocratic Resurgence" of the Eighteenth Century' 46 *Journal of Modern History* (1974), pp. 227-61, Do, 'Blackstone and the Legal Profession' 77 *English Historical Review* (1962), pp. 456-89.

(13) Dunham, *op. cit.* (1983), pp. 40-54. 初期の歴史から十八世紀の統治に果たした役割について J.S. Cockburn, *A History of English Assizes 1558-1714* (Cambridge U.P., 1972), pp. 15-22, 50f., 153ff. 参照¹¹。

(14) Hugh H. L. Bellot, 'The Exclusion of Attorneys from the Inns of Court' 102 *LQR* (1970), pp. 137-145, 大学教育を法曹院入余の前提条件とする「アーチ・セントラル統治」の法曹院入余資格への法曹院からのアーチ・セントラル排除の問題と結びて述べる。Lucas, *op. cit.* (1974), p. 228f.

ローマの貴族的雄弁家と謝金整理との関係については、後述 註(15)参照¹²。

(15) 一八五一年規則 (BB. V, p. 39.)

統一入余申請書

私「名前」「住所」「年齢」「父親」「続柄」「出身地 州・町」「父親の職業」「申請者の職業・生活状況」、は、バリスト資格のために閉鎖期訓練を受けること、貴「法曹院名」協会の会員として入余許可されることが望むこと、あるいは、直接、間接に係わらず、ローマ・ロー訴答作成弁護士、不動産譲渡弁護士、エクイティ訴状作成弁護士の資格を、当協会の評議員の特別の許可なしに申請したり、また取得したりするなどのことになりに申告します。それによりに以下の如く申告する。私は、アーチ・セントラルソリシタでも、スコットランド状師でも、ペロシートラハド裁判所書記でも、教余裁判所代訴人でも、公証人でもなく、大法官書記でも、議会私法律代理人でも、原審、上

訴審を問わず、如何なる裁判所の代理人でも、また如何なる治安判事の書記でもない。また、直接、間接に上記の資格で行為することなく、また、上述の人々の書記として行為する」ともありません。また、コモン・ロー及びエクイティ裁判所の官吏の書記として行為することもありません。

日付 月 日

署名

我々は、以下に上述の「名前」が尊敬に値するショントルマンであり、上述の協会の会員たるに相応しい人物であると信じ、これを証し、以下に署名する。

〔名前〕
〔名前〕〔法曹院〕バリスタ

〔名前〕

理事長／（不在の際には）二名の評議員

〔名前〕

(16) 一七世紀後半以降の謝金法理 (Honorarium Doctrine) の発展について J. H. Baker, 'Counsellors and Barristers' 27 *Cambridge Law Journal* (1969) pp. 224-227 [Hambleton, 1986 p. 118ff.]

バイカーによれば、謝金原理は一六一五年の Davies の判例集に初出 (p. 225) し、一六二二年頃の制定法講義では、『コモン・ローの法律顧問 (counsellor at law) とアトリーの相違は、ローマ法の *advocatus proctor* との相違と同じであり、……アトリーの職は卑しく、傭兵の如く、確定的な、契約に基づくものである……」これはウルピアヌスによる』と論じられた。これで引照された学説彙纂のウルピアヌス法文は、属州長官の自由学芸教師、医者の俸給に関する訴訟管轄権に関する法文で、以下のようになつてゐる。「も、同様に、属州長官は市民法の教師 (civilis

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論
説

1146

professoribus) の訴訟を聽くべきだな。なるほど、出庭法の知識は最も神聖なものであるが、賃幣の額で評価されねばならない、誰かがこのよつた職業に就いた場合に、自發的に提供されるべきであつた謝金 (honor) を法廷で求めねばならない」とあるからである。改頌するのではなくむしろだが、訴えのは不名譽なりとだが、訴えのは不名譽なりとある」 (Digesta 50.13.1.5)

この原理が、「十八世紀はシナモドリマーのサカシューの一部として確立」、「裁判官」による新古典主義的理想的は大衆文学にあらわれ続けた」 Lemmings, *op. cit.*, (1990), p. 146

ブラックストンは『英法註釈』第三卷 (一七六八) で、トーマスの序例集序文を引取つて、既に確定的な制度として、ローマの雄弁家と庇護者との関係になぞらえて論じてゐる。William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England [A Facsimile of the First Edition of 1765-1769]*, vol. 3 (Univ. of Chicago Press, 1979), p. 28f.

(17) 前述の十八世紀六年委員会レポートの論議 (一八四六年六月一日～一八四七年六月一日) 参照。Report from the Select Committee on Legal Education, p. 276., P. A. Smith, *op. cit.*, Part 2 ch. 8, pp. 157ff. ジャニー・リードは、「憲法 | 主義」騒ねた裁判も、訴訟作成弁護士に訓練されたからだ。ローブは「一人ひとり」のやう。A. V. Dicey, *Can English Law be Taught at the University* (London, 1883), p. 17. Chitty on Contract & 著名の弁護士で我々はよく知る著者チャッティ (Joseph Chitty) も、回名の父と回しで訴訟作成弁護士であった。彼の弟トマスも訴訟作成弁護士として活躍、セントナー・ジャクソン・チャッティは大法官裁判所判事となつた。

(18) ダイヤルーは、前註引用箇所に続けて、「訴答が廃止され、訴訟作成弁護士——ローブ・ローの真の教授達——がまた再び現れた種族となるたれど」 (*Op. cit. loco*) と記述した。Richard L. Abel, *The Legal Profession in England and Wales* (Basil Blackwell, 1988), Table 4.2, p. 484. ブリストラ资格付与に伴う国王至土法の宣誓が、訴訟作成弁護士のふへな、準バーバタの発生の一因ともいふべきだ。カソリック教徒との対立の解消も、この階層の消滅の原因となつたと考へられる。Holborn, *op. cit.*, p. 36f.

(19) Robert Robson, *The Attorney in Eighteenth-Century England* (Cambridge U.P., 1959), pp. 20-34., Michael

Birks, *Gentlemen of Law* (London, Stevens & Sons Ltd, 1960), pp. 151ff., Edmund B. V. Christian, *A Short History of Solicitors* (London, 1896 [Rothman reprint, 1983]), p. 17f. and appendix pp. 241ff. ロバーツ・ソリュタード

地方ソリュタードの概要について、同様トマス・ヘンリイ (p. 277) 参照。

- (20) Robson, *op. cit.*, pp. 35-51. 最大の地方法曹団体に成長したハーチュスター法律協会について、一八四六年委員会報告の付録、年次活動報告、修道書記教育のための講義計画が付かれています (pp. 313-320)。各地方法律協会の成立年代について、Edmund B. V. Christian, *op. cit.*, の年表が便利である。また、地方法律協会の活動状況について、*Law Times* 誌の *Law Societies* 欄が有益な情報を提供してくれている。

産業革命の中心都市をはじめに形成された地方法曹団体は一九世紀を通して増え続け、既に、一八七二年段階で二五の地方法律協会があつたが、一八八五年には六十団体となつた。一八八五年段階の各団体と人数構成について、Thomas Marshal, 'The Unity of the Profession' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Liverpool, 1885*, p. 85. p. 97 参照。十九世紀前半の法律雑誌の創刊について、Harry Kirk, *Portrait of a Profession: a history of the solicitor's profession, 1100 to the present day* (London, Oyez, 1976), p. 59 n. 58.

- (21) 設立の経緯について、*Ibid.* p. 28, *The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), pp. 8-17, Robson, *op. cit.*, p. 34, Birks, *op. cit.*, p. 156ff., David Sugerman, 'Bourgeois collectivism, professional power and the boundaries of the State. The Private and Public Life of the Law Society, 1825 to 1914', 3 *International Journal of the Legal Profession*, (1996), pp. 81ff., 90-5

本紙の設立記録の由来は一八一七年一月一六日であり、一八四六年委員会でも、一八一七年設立されたことを (Minutes of Report p. 369f.) が、その後、出資者によって記念が承認された一八一五年六月一日を設立の由であるとする文獻もある。

一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開についての帰結

論 説

一一八

設立時の会員数とその組織率について述べ、Abel, *op. cit.*, p. 447, Brooks, *op. cit.* (1998), p. 184 を参考参照。

- (22) ソリシタ試験制度の説明について述べ、一八四六年委員会による *Minutes of Report*, pp. 367-8. 参照。前述の試験の様子について述べ、Birks, *op. cit.*, pp. 177-180 を参照。

(23) 一八四一年初版第一巻序文における「アーヴィング」、スティーブンは、この第一回公開ソリシタ試験の年にグラシクストンの近代化の計画を公にした。また、トマシクストン後の変化を原文に対する註の形式ではなく、本文に纏め、本文に纏められた形で新たに編纂し直す方法を選んだ。読者=法学生の便宜のためである。Henry John Stephen, *New Commentaries on the Laws of England (partly founded on Blackstone)* (London, 1841), Preface, pp. iii-v 参照。

- (24) 第一次世界大戦前のシモンキンス編第一六版に付くあと、初版（一八四一—四五）、第二版（一八四八）、第三版（一八五三）、第四版（一八五八）、第五版（一八六一）、第七版（一八七四）、第八版（一八八〇）、第九版（一八八三）、第一〇版（一八八六）、第一一版（一八九〇）、第一二版（一八九五）、第一三版（一八九九）、第一四版（一九〇一）、第一五版（一九〇八）、第一六版（一九一〇）の各版の変化が如きを記す。一六年毎に改定版が出版された。優等試験、各種賞金規程及びその結果について述べ、*The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), pp. 164-6, pp. 229ff. 参照。

- (25) Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 54. MPLA の初期の主張と活動について述べ、Birks, *op. cit.*, p. 212ff. 参照。

新地方民事裁判所の設立発展と法律界との関係について述べ、A. H. Manchester, *A Modern Legal History of England and Wales 1750-1950* (London, Butterworth, 1980) chap. 5, pp. 114-123, Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 55ff., Patrick Polden, *A History of the County Court 1846-1971* (Cambridge U. P. 1999), p. 13-37. 亜世紀の地方裁判所での法務独立のために代理人 (agents) 及び会計士 (accountants) の排除が重要な課題となつた。Ibid. pp. 34-6, 45-6.

- (26) 亜世紀的研究について P. A. Smith, *op. cit.*, Part III p. 166ff., 最近の研究について Christopher W. Brooks & Michael Lobban, 'Apprenticeship or Academy? The Idea of a Law University, 1830-1860' in *Learning the Law*

(The Hambleton Press, 1999) 参照。一八七一年報告書は、総合法科学校案をこの流れで捉えていたが (Cmnd. 4595, pp. 9-10), この初期の法科大学運動は、本稿で扱うバリスタ、ソリシタの共通教育を目指す法科大学案とは異なり、法曹院の法科大学化を目指したものであった。法曹院内部での議論については、試験制度の変更を巡る議論 (BB. V, p. 9.)、「ケーベルの一八五一年報告 (BB. V p. 36-40.)」改革派の一八五九年五月一七日報告 (BB. V p. 79)、五一一年改革のバリスタ資格付与条件案 (BB. V, pp. 37-38, pp. 79-81.)、五一一年案 (BB. V, p. 102, 106.) を参照。

- (27) Polden, *op. cit.*, p. 44-7, p. 67-8.
- (28) *Ibid.*, p. 67-8, Dunman (1983), *op. cit.*, p. 88, Abel, *op. cit.*, pp. 358-361
- (29) T. W. Snagge, 'Fifty Years of the English County Court' *The Nineteenth Century*, Oct, 1897, pp. 560-580, 初期の裁判管轄権拡大について Polden, *op. cit.*, pp. 57-60. 参照。
- (30) Sir Henry Sumner Maine, "Classifications of Legal Rules" Ch. XI in *Dissertations on Early Law and Custom* (New York, 1886), p. 389., F. W. Maitland, *The Forms of Action at Common Law* (Camb. U. P., 1909 (with Equity) [reprint 1965]), pp. 1-2. メイニアードの語ったものより「墓場のトカフ」支配し続けていたとして、その衰退は明確かであった。前述註(18) 参照。
- (31) *LT*, Oct. 3, 1868 [vol. XLV, pp. 408-410]、ジャクソンズはフューシャン論くの代案として共通教育案を提出したのであるが、トマス運動が、ハムカーンズの出身地の名を冠したりヴァーポール運動と二つ名で呼ばれたように、両者が共通の基盤を持っていたのが法曹院の警戒心を高めたかもしれない。(LT, Sept. 18, 1869 [vol. XLVI, p. 368 f.], Amalgamation, *Ibid.*, p. 398). 一七八名のメンバーと、四六〇八冊の蔵書を擁するリチャード・アーヴィングの活動にしてこられた (LT, Dec. 7, 1867 [vol. XLIV, p. 105]) 参照。
- リーズ大学やマンチュスター、リバプール、ロード、ハル、ニューカースルの北部イングランド法曹団体の代表から構成された委員会は、リーズ決議をMPLAとILCに送付するとともに、法学教育と法曹資格に関する採択されたリーズ決議を実行するための報告書を作成、委員会は、政府、議会に法学教育、法曹組織、法曹身分、報酬の調査を行った。

論 説

四〇

要請するとともに、大法官、首相、他の法曹団体に共同を呼びかける」と、リーズ決議に基づく草案を作成する」とを決議した。当委員会で、法科大学設立計画が採択され、女王顧問弁護士ペーマーに提出された。計画案はペーマーの示唆で若干修正され、大法官に提出された。両名とも改革の一般原理については賛意を示した。かくして委員会は、大法官の忠告に基づき法曹院の評議員にも計画を提出し、賛同を求めることとなつたのである。

ロンズンに中央委員会を設置し、①両法曹を志す学生のための中央法科大学を設立し②学寮的教育と公的機関による試験を基礎に、法曹院によるバリスタ乃至両法曹の管理の廃止すること③既存の利益を考慮しつつも、現在法律上適用可能な全て収入の法学教育、提案された法科大学の支援のために充当すること④両法曹資格を有する者の一方の法律プロフェッショナルから他の法律プロフェッショナルへの転職の容易にし⑤俸給制治安判事職への就任の許可をはじめ、官職への就任資格に関するリストとアドバイザーを対等にする」とした五つの目的を掲げた恒常的な協会を組織する」とが計画案の骨子であった。(LT, Nov. 6, 1869 [vol. XLVIII, pp. 15-16])

ロー・タイムズは、この呼ぶ設置ではなくメハムを抱へるゝ悔重な姿勢を示した。

- (32) Walter Badgehot 'Bad Lawyers or Good', *Fortnightly Review*, no. XLII, New Series June 1, 1870 in *The Collected Works of Walter Badgehot*, vol. VI (London, 1974), pp. 245ff. at. p. 253. ブジニアムは、「既存の体験からメハムのリーゼンス講演は、本来リーゼンス講演で用意、出版されたものかわしねど」。(LT, Oct. 3, 1868 [vol. XLV, p. 398])
- (33) 修習書記協会でのペーターの演説についてLT, Nov. 9, 1867 [vol. XLIV, pp. 21-22]。ペーターは、融合論反対の立場で講演を行なつており、両法曹の融合ではなく、法学教育改革の推進を主軸とする、共通法学教育の実現が、法曹院改革派と地方ソリシタとの一致点であった。

一八六九年一一月にヨークで開催されたMPLA年次総会も融合論と法学教育改革論が一大テーマとして論議され、ジョン・ウォンズはリーズ会議以降の運動経緯を報告、大法官の賛意を得て法案が準備されてくること、ソリシタの地位

向上のためには、バリスタとの共通教育が必要と唱えた（*LT*, Nov. 6, 1869 [vol. XLVIII, p. 15-17.]）。融合論については意見は分かれたものの、法科大学案については賛成で迎えられ、むしろ、関心は設立方式に向けられ、法曹院の基金を法曹教育のために活用すべきだという意見、専門大学を設立するより既存の大学に新学部を作るほうが容易ではないかとする意見が出された。

一月には、大法官 Lord Hatherley が法科大学設立のための法案を上院に提出する準備が出来ていると報じた。ハザードはケンブリッジ、オックスフォードの付属学寮となるのが予測された。 (*LT*, Feb. 19, 1870 [vol. XLVIII, p. 318.])

「法曹の将来の地位と教育」として論説 (*LT*, Jan. 29, 1870 [vol. XLVIII, p. 249f.]) が、融合論を説くペーマンガムのノンダースのペナトムシ (C. T. Saunders, The Amalgamation of the two Branches of the Legal Profession, considered with a special reference to contemplated Law Reform) と共にペーマーの法学教育協会議長への就任を紹介、また、協会の究極的目的を融合論と見なす記事が掲載されるなど、ロー・タイムズ通信欄への融合論に向かた投稿 (*LT*, March 12, 1870 [vol. XLVIII, p. 382f.], March 19, 1870 [*ibid.*, p. 404]) が続いたため、法学教育協会が両法曹の平準化を目指すのである。両法曹の共通教育を田畠とするのが強調された (*LT*, May 28, 1870 [vol. XLIX, p. 61.])。

法学教育協会設立の呼びかけは、四法曹院、法曹協会等に出されるとともに、一八七〇年六月四日付 ロー・タイムズ誌に掲載された (*LT*, June 4, 1870 [vol. XLIX, pp. 97])。法曹院の側でも八月一〇日付同紙にミクリマス学期の法曹院講義計画の詳細を公表した。

(34) 第一回年次総会報告 (*LT*, July 9, 1870 [vol. XLIX, pp. 195f.]) で「一八五五年報告が強調されたのは」のためであらう。これに対し、クワイン判事は、教育改革の出発点が一八四六年委員会にあることを指摘し、報告の修正を動議して受け入れられている。

ミセル・テンプル、グレイズ・インが呼びかけに応じ協議のための委員会を発足させているが、リンカンズ・イン一九世紀後半イングラム・法曹養成制度の展開とその帰結

の対応が必ずしもやへば、ハリスが報道されたが如き。ハリスの運動がフュージョン運動とは無縁であつて、混同を避けること、ペーティーは個人的にはフュージョン運動に組しないことを強調した。ハリスの強調は当初予想された反対が奈辺にあつたかを推測せらる。

MAPLAは、ハリスの年次総会の議長演説で法学教育協会支持の立場をこな早く打ち出した（*LT, Oct. 22, 1870* [vol. XLIX, p. 438]）。

一八七〇年一月一日のリヴァプール法律協会総会では、ショヴァンズの提案により、リーズ決議案のアーティーの地方裁判所裁判官や他の同法官職への就任に対する障害を取り除くこと、当時の考え方を修正し、運動を法学教育改革に限定してこゝとしむべ、法学教育協会支援の決議が提案された。（*LT, Nov. 12, 1870* [vol. L, p. 32]）

しかし、ハムカナハムの動議に賛成したラウンズ（Lowndes）は、ベニバタ回、〇〇〇人に對して、ハリスは、ハリス〇人といふとして、法学教育協会に三倍のメンバーを送り込む提案を行つた。ハリスの力で主導権を握つたとする姿勢が、ベリスターの側に警戒感を生み出されたかも知れない。

(35) リヴァプール・アーバンカムロハム高等法学研究所（IALS）に保存された法曹院法学教育評議会記録文書（Records of Council of Legal Education）の中で、ハリスの呼びかけ文書を添付した記録簿が残つてゐる。表紙は1870-1871の金字で刻印された分厚いノートは呼び掛け文書以外は白紙のものである。法曹院側の当初の熱意とその急速な減退を如実に示してゐる。呼び掛け文 *LT, June 4, 1870* (vol. XLIX, pp. 97), A. CLE 1/4 1870-1871 Legal Education Committee of the Four Inns of Court: Minute Book.

(36) Proposals for a University or School of Law, referred to in the Circular of the Legal Education Association, *Annual Report of the Council [Incorporated Law Society]* on July 14th, 1871, Appendix pp. 21-2.

(37) Walter Badgehot, 'The Proposed University of Law' [The Economist, Feb. 4, 1871], in Badgehot, *op. cit.* pp. 271-4.

(38) Proceedings at a Further Adjourned Special General Meeting, 12th May 1871 in *Annual Report of the*

Council [Incorporated Law Society] on July 14th, 1871, pp. 6-8, 22-25. ソリシタ試験の優等合格生も地方修習生が多く、修習生の二／三が地方で修習を受けている中で、法学教育をロンドンに集中させる」とは、息子をソリシタに育てようとする地方ソリシタの経済的負担を増加させるというのが、ソリシタ協会評議会の反対意見であったが、逆に、地方ソリシタから評議会意見への反対が提出された。法学教育協会の提案は、大学法学部卒を排除しているわけではなく、反対案は、地方大学法学部拡充といった地方法学教育充実の提案がない限り、保守的な反対意見と考えざるを得ない。

(39) 一一月一八日法科大学案に対する、各法曹団体、大学等の反応については、ペーマーの七月一一日の庶民院議会演説 (*Hansard, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1490-1496]*) 及び、同年一一月一九日ジマール・テンプル法曹院で開催された一八七一年法学教育協会年次総会の執行委員会報告 (*Speech of Sir Roundell Palmer, Q.C., M.P., delivered at Annual Meeting of The Legal Education Association, in the Middle Temple on Wednesday, the 29th of November, 1871 with a Report of Proceedings* (London, 1871), pp. 38-45.) を参照。

この報告で法科大学案が総合法学校案に変更された理由として、ロンドン大学評議会が、「大学 (University)」の呼称と、学位授与権に対して反対して「*no*」とが明らかにされ (*ibid. p. 39*)、委員会側は、この一一つの反対意見は本質的なものではないとして、ペーマーが庶民院に提出する決議案には「大学」の名前を付けず、学位授与権の問題も棚上げとしたことが報告された。*LTS*は、アトーニ／ソリシタとベリスターの教育課程・試験、管理運営における対等性を条件に協力の意思を明らかにした (*ibid. p. 41*)。MPLAは全面的賛意を示しつつ、地方法曹団体らしく、資格試験機関は一つであっても、公的法学教育機関は複数であるべきであり、特定の教育機関での法学教育を強制すべきではないとこう意見であった (*ibid. p. 41f.*)。

(40) 法曹院合同委員会の報告 (*BB. V p. 167*) 及び、インナ・テンプルの同様の反応 (*LTS*, July 15, 1871 [vol. LI, p. 189]) を参照。

報告に先立つ四月二一日には、ロー・タイムズ紙に「法曹院と法科大学」という刺激的な記事が掲載される (*LTS*, 一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

四四

April 22, 1871 [vol. L, p. 313])。両者の両立が可能かといふ記事であり、法科大学が設立されれば、法曹院は不要となるべく、法曹院が改革されねば、法科大学の設立は必要なくなるとこゝる見解であった。

(41) *Hansard*, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1482-1501]

(42) *Ibid.* col. 1492-3, *LT*, March 9, 1872 [vol. LII, p. 342], *LT*, July 22, 1871 [Vol. LI, p. 219]. ノリッタの請願署名数にてこれぞ、*Hansard*, March 1, 1872 [vol. 209, col. 1236] トヨシノ〇〇〇社員ハヤムホトシ。社会科学会議では議長演説 (Mr. Harcourt) ト法科大学設立を支持を表明 (*LT*, Oct 14, 1871 [vol. LI, p. 406])。この大会でのショウナハクの講演が、ターナーから玉置やむじと並んでいた。*(LT*, Jan 13, 1872 [vol. LII, p. 198])

(43) *BB*, V, pp. 169-170.

(44) *Hansard*, July 25, 1871 [vol. 208, col. 239-250 (Jessel), col. 251-252 (Goldsmith)], ハニヤルの反対論のポイントは、法科教育協会の意見は、法曹界の意見を代表するものではなく、また、ベリスタは実務において激しい競争に参画しており無能なベリスタには成功の見込みがないから新たな教育機関を設け試験で学識を認定する必要はないところであるのであった。ロー・タイムズ (*LT*, July 29, 1871 [vol. LI, p. 229]) は、ジエラードの議論に対し、公衆がその学識を判断するよつた効果的な試験制度が必要ではないかと繰り返すなど、同日付紙面で、インナ・テンプルがベリスタ資格付与の条件として筆記試験の必須化を決定したことを報じた (*Ibid.* p. 229f.)。

ペーマーの批判は、法曹院が公的団体トコトモ私的なクラブのよへんゆふなど、本来の法曹養成トコトモ公的責任を果たしてこなさ点にあつた。*(Hansard*, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1496-7], March 1, 1872 [vol. 209, col. 1230-5])。

しかし、「他の自由業は独立した機関 (independent authorities) トモヘ、適切に責任を果たしてゐるの」と、たゞ、法律プロトコルシングルのみじ「國家が義務を負ふべき事柄」トモヘ法務長官の議論に代表される所へは、ペーマーの公的権威の強調は、自由なプロトコルシングルの干涉を通じて警戒心を生むるに至つた。

決議は国立大学設立 (a public school should be established by the State) トモ葉やむのか、[vol. 209, col. 1246]

という疑問が提出される。これに対しても、ウォールポールが、議会制定法に基づいて設立されねじるかを意味するにすれることは説明し、ペーマーも議会制定法乃至特許状による設立として確認する [vol. 209, col. 1270-71] が、国家干涉に対する不信が改革派バリスタの意欲を削いだことは疑い得ない。後述註(47)、註(51)参照。

(45) ロ・ハッシュ大学法学博士¹⁰の法曹院最終試験とを同程度のものとする「アベマタ」のロー・タイムズへの投稿 (LT, Feb. 19, 1870 [vol. XLVIII, p. 323]) とそれに対する反論 (LT, Feb. 26, 1870 [ibid., p. 343]) を参照。ロー・タイムズ投稿欄には法学教育改革に関する投稿が増える。ソリシタ予備試験をロンドン大学入学試験並にすぐれた (LT, June 24, 1871 [vol. LI, p. 346-7])、ソリシタ中間試験にローマ法の試験を課すとした改革案 (編集者は、多くを望みやめには有為な人々を遠ざけねじ既定的なローマ法を付す) が提起される (LT, May 6, 1871 [vol. LI, p. 14])。

(46) Hansard, March 1, 1872, vol. 208, col. 1221-1295., LT, March 9, 1872 [vol. LII, pp. 341-342.] ロー・タイムズは決議案否決の理由を、決議案があまりに「抽象的 (abstract)」すぎたためであつて、法科大学設立の必要性それ自体が否定されたわけではなくと報道。また、一八七一年一月の法学教育協会年次総会でも、「政府は、当面、決議案に含まれる問題に議院が賛成しないほうが適当であると考えたが、政府によって拒否されたと考えるのは誤りである」という首相グラッドストーンの詔葉が、政府の立場を表すものとして強調された (Report of LEA (1874) p. 7, 48.)。この発言は、後にロングバーン証言でも繰り返される (Gresham Minute p. 733)。後述註(56)参照。

(47) 前述したよハジ、ハサした法曹院運営の問題は、一八七一年決議案提案理由の中でも論じられていた。Hansard July 11, 1871 vol. 207 col. 1496-1497. 法曹院が法曹教育機関として本来負うべき公的責任を果たしてこなかつてペーマーの議論は一貫してなる。Speech of Sir Roundel Palmer, op cit., pp. 22-23. Report of the Proceedings at the Annual Meeting of the Legal Education Association held in Lincoln's Inn Hall, on Friday, the 10th Day of January, 1873 (London, 1874) p. 3, pp. 13-15. pp. 26ff. 法曹院を公的機関からも私的クラブたまじめ批判せし後回顧録にも変わらぬ。Roundell Palmer, Earl of Selborne, Memorials, Part II. Personal and Political 1865-1895 (London, MacMillan, 1898) p. 51-2.

- (48) 貴族院の両法案第 1 読 Inns of Court Bill, *Hansard*, July 10, 1874 col. 1457-1470, General School of Law, *Hansard*, July 13, 1874, col. 1500 (題訛訛題)’ *Parliamentary Papers, House of Lords*, 1874, vol. II, pp. 847, 859.
- (34) PP. Lords) 両案の上院 PP. Lords, 1874, vol. IV, pp. 225-239 (General School of Law Bill), pp. 309-322 (Inns of Court Bill)
- (49) Anon, ‘Legal Education and the Inns of Court’ *Law Magazine & Review* vol. III n. s. (1874), pp. 741-752.
- (50) J. M. Clabon, ‘Barristers, Solicitors, and Legal Education’ in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting of Members of the [Incorporate Law] Society, Held at Leeds, on the 21th and 22nd of October 1874*, pp. 77-92. 法学教育協会事務局長 (Hon. Treasurer) ハーナハは試験機関としての総合法科学校をハナハハ卿の修正案が明るかにされたに反し、ヤルモーは案を完全な案としたが、ハナハハ卿案の上位を取った立場であつた。
- ペーマー自身も、試験ではなく教育が問題なのであれば、総合法科学校と法曹院の関係を大学と学寮のやうな関係として理解していた。(1871 *Speech of Sir Roundel Palmer, op cit.*, p. 22)
- (51) 政府監督下に単一の法曹資格試験機関を設立するハーナハの見解に対する批判については、*Ibid.*, p. 14, p. 41f. 財政的自立性の必要について、Roundell Palmer, Earl of Selborne, *Memorials*, Part II. Personal and Political 1865-1895, p. 51. ハーナハの主張は、法學教育協会のマニフェスト運動を推進した改革派ペニベタに警戒心を抱いたかねしなら。
- (52) Anon, ‘The English Bar and the Inns of Court’ *The Quarterly Review*, vol. 138, (1875) pp. 138-176. at p. 165. 法科大学の設立資金に法曹院の基金が使われるべきだとの議論の根拠となつたのが、一八五五年委員会による法曹院調査の報告書だ。Report of the Commissioners appointed to inquire into the Arrangement in the Inns of Court and Inns of Chancery for promoting the Study of Law and Jurisprudence, 1855, HMSO, p. 5f., Appendix A, Minutes of Evidence 参照。

四法曹院中、インナ・テンプルの「ムードル・テンプル」は、修道院解散以来、国王の借地人であったが、一六〇八年ジョン・マズ一世によつて「当該協会と教育のために」特許状によつて土地を授与された（Q.190 [47]）。この特許状の文書が、法曹院を教育目的の公益信託団体として解釈される根拠となつた。他方、リンクンバ・イハ（Q.29）やグレイズ・イハ（Q.587, 590）は、よりよつたな特許状を有してゐなかつた。

「レジーム」議会制定法や特許状によつて設立された団体が、常に外部からの監視にさらされたことを意味したのである。Abel-Smith and Stevens, *op. cit.*, p. 66f.

(53) 法曹院の反対決議及び請願にて記述、BB. V, p. 185, 188, 191. ハーリッセルを介してのケアンズ卿との協議について記述、BB. V, pp. 188-9. 法曹院の教師の待遇改善等の改革について記述 pp. 197-199 参照。

(54) C. T. Saunders, 'The Inns of Court and Legal Education, pending Legislation Revised: with Suggestions for a proper Foundation of a Law University', in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting of Members of the [Incorporate Law] Society, Held at Liverpool, on the 13th and 14th of October 1875*, pp. 52-66 at 57.

(55) ケニア・ダービー修業された総合法科学校法案にて記述、PP. Lords 1876, vol. 4, pp. 351-355 参照、審議日程にて記述 PP. Lords 1876, vol. I p. 594, vol. II p. 10.

(56) 一八七五年にクリスチヤンが死し、ヤルモーの後任の議長アンソニー・アムフレット（Amphlett）も裁判官に就任したため今は活動停止状態となつた。クリスチヤンの遺嘱と遺贈によるロハーリン大学比較法・国際法講座の設立（一八九四）にて記述はなしにて記述、法学教育協会事務局員のロングバーンのケンシヤム委員会の活動総括参照。Report of the Commissioners appointed to consider the Draft Charter for the proposed Gresham University of London, Minutes of Evidence, 1894 HMSO, C. 7425; 1893-4, B. P. P., vol. XXXIV, (2)- Gresham Minutes) pp. 731-733, at p. 733. J. H. Baker, 'University College and Legal Education 1826-1976' 30 Current Legal Problems (1977) p. 6. 運動の創始者ジョン・カーナハの総括によれば、法学教育協会は一八八二年設立されたが、命脈は保つてゐた。W. A. Jevons, 'Legal

一九世紀後半イングラム法曹養成制度の展開とその帰結

論 説

四八

Education and a Law University' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Bath, 1883*, p. 124. 彼はソリシタ協会の法學教育協会への組織的支援の話ながら、数年後には、ソリシタ協会の関心は地方法學教育充実への方向に転換してしまった。Charles Ford, 'The Incorporated Law Society and Legal Education' in *Proceedings and Resolutions at the Special Meeting, Freemason's Tavern, 1887*, p. 132ff.

(57) 穂積重行『明治一法学者の出発』(和波書店、一九八八年) 1回111頁以下。同法案の貴族院での審議日程について
は *PP. Lords 1877*, vol. I, pp. 389, 495, 500., vol. II, p. 44., *Hansard Lords*, vol. 234, col. 1435.

(58) 穂積‘前掲書’111頁。著者‘穂積重行氏は法曹院の教授が五名であったという記述に疑いを抱いてゐるが、これが実態であった。同書’111頁。なお、オックスフォードの各学寮の法学関係チューターについてば’F. H. Lawson, *The Oxford Law School 1850-1965* (Oxford, Clarendon Press, 1968), pp. 44-47, 93ff. (Appendix VIII E) pp. 253-6.

(59) ペーマーは回顧録で以降の如く総括している。「私は’一八七一年七月、及び翌年に庶民院に’その原則と目的を確認し、国王に総合法学校の設立特許の賦与を求める決議案を提出したが、時の政府の支持を受けることが出来ず、小差で否決された。ケアンズ卿の議長時代に、貴族院に同様の目的の法案と、大学改革の先例に倣つて、法曹院の構成と管理機構の変更を意図したものが一つの法案を提出した(ケアンズ卿は原則に賛成していたが、強行することには慎重であった)。しかし、これにも目的のいずれも実現するだけの十分な支持を得ることが出来なかつた。それらは新聞や公衆の興味をひいたもので、ペッとしたしなかつた。法曹の意見も分裂した。成功するためにはソリシタのみならず、バリスターからの支援が不可欠であつた。その支持で私は始めたのだが、もはや支持を得る希望は失われた。当初運動に好意的であった有力バリスターの多くが徐々に脱落していくた。

この結果には、三つの原因があつた。ロンドン大学の側の嫉妬である。自ら法学校を持ち、有力バリスターの幾人かがその卒業生であつたからである。法曹院の無氣力で猜疑心の強い保守主義、そして、バリスター志望者とソリシタ志望者を一つの教育システムの下で育成するほどの強い偏見である。」(Roundell Palmer, Earl of Selborne,

Memorials, Part II. Personal and Political 1865-1895 p. 47-54)

一八九四年のグレンシャム委員会でも、議長のクーパーが失敗理由として「論を強調するのに對して、セルボーンはロンドン大学の嫉妬を失敗の原因として強調した (*Gresham Minutes, c. 7425, p. 523.*)。

当時、インナ・テンプルの評議員として改革を支持し、同僚の冷淡な態度に遭遇した、C. E. ポロックは、主たる失敗の理由は、バリスタとソリシタに共通の試験を受けさせようとしたことかとの間に、「そのとおりと答えると共に、「やして、よそ者を入れやせよ」としたからだ。インナ・テンプルの評議会で、彼等は「雉射ち」即ち地方ジョンナルマンと争ひ留われて居るのである。」と述べた (*Ibid., p. 969*)。

クラッケンソープ証言では、法曹院が共通教育に反対したが、ケアンズが共通教育に反対の主導権をとったわけではないと論じた。法科大学設立運動を評価する上で、クラッケンソープの証言は、後述のレークの発言と共に、セルボーンの回顧録を補う重要な証言となつて居る。グレンシャム委員会報告は、バリスタ資格試験制度導入をはじめ、この期の法学教育改革の結果を評価する上で極めて貴重であるが、紙幅の関係上、次稿の課題としたい。なお、後述註(68)参照。法曹院資金の重要性については、ポロック発言を参照 (*Ibid., p. 699*)。

(68) *Ibid.*

(61) BB. V, pp. 201-4, 208-10, PP. Lords 1877, vol. I, p. 496, 497.

(62) *The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), p. 25, pp. 127-136. 一八七三年の裁判所構成法によると、トマーウィーの呼称は廢止され、一八七五年一一月一日以降、全アトリー、ソリシタは高等裁判所ソリシタ (Solicitors of the Supreme Court) となる。一八七七年法では、高等裁判所ソリシタにカンタベリー、ヨーク教会裁判所のプロクリューハンシーの活動を認めた一八七六年法を受け、全ソリシタに教会裁判所での営業権を認められる。同法の試験規定については、B. G. Lake, 'The Solicitor Act, 1877' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Bristol, 1877*, pp. 79-91.

ハコハタの側でも、地方裁判所での法実務独立を確立する必要に迫られて居たのである。リーガル・エチケットを一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論說

五〇

成文化し、両プロフェッショナル間の権利・責任の分担を明確にし、法曹団体を代表性機関とすると共に、無資格者の営業を排除することを目的に掲げた法実務家協会 (Legal Practitioners' Society) が設立された。ロー・タイムズに掲載された呼び掛け文参照。LT, Nov. 15, 1873 [vol. LVI, p. 43].

(63) Gresham University Commission, Minute of Evidence c. 7425 (H. M. S. O., 1894) p. 679, 671.

64) Grinham Keen 'The Solicitors of the Supreme Court and the Call to the Bar' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Manchester, 1878*, pp. 53-57, ハリハーヴィック大会の決議を受け、ハリハータ協会の評議会は、実務経験五年のハコハタにバーリバ最終試験受験資格を与え、ハリハータのバリストへの転職制限を排除するための法案を準備する。 *Annual Report of the Council to the General Meeting 1879*, pp. 8-9., *Annual Report of the Council to the General Meeting 1880*, pp. 13-16.

W. E. Baxter, "The Elementary Educations of Solicitors" in *Papers read at Annual Provincial Meeting of the Incorporated Law Society held at Cambridge on October 7 and 8, 1879* (London, 1879), pp. 145-9. セヤンボーハ法の失敗を確認し、法科大学が当面実現不可能とした中で、ハニット内紛が起つてのハニット修業生の教育改善のたるに何かなべゆかを論じてゐる。また J. Perry Godfrey, "The Relationship between the Two Branches of the Legal Profession, considered in reference to the Public as well as Inter se" は、法曹院のハニット禁除の態度 (Ibid. at p. 155ff.) に対し、10年ソリシタの法曹院入念予備試験免除要請の法案による転職容易化を主張しているが、法曹院の議会制定法による干涉拒否の態度の強さに心を論じてゐる (p. 162)。

一八八一年にさ、ソリシタ協会の関連法規、内規、設立経緯、活動概要、試験内容等を明らかにした。ソリシタ協会年鑑 (*The Incorporated Law Society Calendar*) を発行。その発行経緯と意義についてこゝで Benjamin Green Lake, 'The Incorporated Law Society Official Calendar and Law Directories' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Birmingham, 1884*, pp. 79-91. を参照。本書はもはやソリシタ史の最初の編みがたぬやうな記録が幅広く述べた。Frederick E. Sawyer, 'A History of Solicitors and Attorneys' in

Proceedings and Resolutions at the Special General Meeting, at Freemason's Tavern, 1887, pp. 89-110.

、」へした動向に伴い、法学教育改革への熱意は、共通教育といつより、地方ソリシタ修習生教育の改善にソリシタ協会の目を向けさせる方向へ転換していくことになるのである。

(65) 一八八一年裁判所構成法以降、裁判所規則制定権の変更に伴い、二一名バリスタ制（国王顧問弁護士は単独では活動し得ない慣行）廃棄提案と、これに反対する平バリスタ（Junior Bar）の運動の中から生み出されたバリスタ委員会の設立、バリスタ評議会への発展の経緯については、Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, pp. 214-220.

(66) 安原義仁「オックスフォード大学における優等学位試験制度の成立」『大学史研究』11号（一九八一）四一一五七頁、本田毅彦「オックスフォードからインスル——一九世紀末学歴エリートの就職戦略——」『西洋史学』一五七号（一九九一）三五一一三八頁参照。

(67) 一八五〇年ケンブリッジ委員会以降のケンブリッジの法学優等学位及び、法学学位制度改革については、E. C. Clark, *Cambridge Legal Studies* (Cambridge, 1888), pp. 79-92, p. 99ff. オックスフォードの法学優等学位課程については、F. H. Lawson, *op. cit.*, p. 20ff. 及び、註(68) *ケンブリッジ論文*参照。

(68) 「マハタマ・カーラムは修得されねばならないが、教える」とせよ、修得されうる唯一の場所は裁判所やバリスタ事務所 (Chamber) である」と云ふのが、当時の法曹の一般的な見解であった。A. V. Dicey, *Can English Law be Taught at the University* (London, 1883) の教授就任講義はこの答えを覆すための宣戰布告であり、一九二五年に発行された『季刊法学評論』五〇年記念号は一八八五年以降の大学におけるイングランド法学の発展を記すものとなつた。しかし、大学内部では法学の学問的評価は低いままであつた。一八八八年段階になつても、ケンブリッジの法学優等学位は「最も容易な学位コース」であるという一般的評価を覆すことは出来ていなかつた。(Clark, *op. cit.*, p. 9)。

一八九四年のグレシャム大学委員会報告でも、クラークは「学位取得のための最も容易なコースではなくなつた」(*Gresham Minutes*, p. 1129) と繰り返し主張するが、ポロックに言わせれば、学生が法学優等試験を受験するのは、それが比較的容易に合格しやすい優等学位であるからなのである。(Ibid., p. 698) もう一人のポロックは、C. E.

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

論
説

五一

Pollock p. 971 「大抵を抱へなければ法律コースを選ばざればならぬ」と答へる。

一九〇世纪になつても、ハーベルタインは、パブリック・スクール等から、法学優等学位に進んだ法曹を「一流の法曹と見なし、著名ペブリックスクール出身後、数学、古典、歴史等で学位をとつた後に、法学博士号をとり、法曹院に進んだ人々をトップ・ランクの法曹に位置付けてゐる。因みに、中等学校出身で専門学校で法を学び資格試験準備をした人は第二位へ入る」出来ただけ早く資格試験に合格するよりは私的に教育された人は最下層を占めるとの評価されてもる。Harold D. Hazeltine, 'Legal Education in England', *34 Reports of the American Bar Association* (1909) p. 935f.

オックスフォード大学法学優等学位課程の歴史を著したローフンも、その第一章「諸起源」を終えるに際して、「法曹を志す第一級の能力をもつ人々の多くは、オックスフォードでは法学を履修せず、人文学 (Literae Humaniores) や、それほど多くはなつが近代史といった他の学問を学んで、その後、バリスタ試験のために詰込受験勉強を行つた。九〇年代から一〇年代初めまで、幾人かが第一の優等学位のために法学を履修するようになつたが、彼等は、通常法学校師になつた。偉大な裁判官の多くがオックスフォード大学出身者であつたのだが、法律優等学位課程 (the Final Honour School of Jurisprudence) 出身者はほんの少なかつた。今世紀になつて徐々に変化が生じてゐた」へ結せられたを得なかつた。F. H. Lawson, *op. cit.*, p. 33.

ハンガーハンの大学法学教育は、実務家の大学法学教育への不信と大学内部の法学への学問的評価の低れによつて両面の壁に挟まれながら、その地位を確立しなければならなかつたのやうだ。」(1) D. Sugerman, "Legal Theory, Common Law Mind and the Making of the Textbook Tradition", in W. Twining (ed.), *Legal Theory and Common Law* (Oxford, Blackwell, 1986) pp. 26-62, (2) ハンガーハン、法文化研究会編訳『ハンガーハンの法と社会——法の歴史社会学——』(風行社、一九九〇年) 111頁以下)。

(1) 一万ポンドに及ぶ受験料收入を得ながらソリシタ協会は、会計を明るかにしてゐる。Gresham Minutes, p. 304., 之において Charles Ford の提出した書類参照。地方大学法学部への援助が本格化するのは、一九二一年ソリシタ法で所

定機関での法学の学題を義務づけた後である。この法律の成立は、次に述べる、法学教師協会の運動の成果でもある。⁶¹⁾ Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 180-2. | 八八五年以降の法学教育の発展について、『季刊法学評論』五〇周年記念号の「ハーバード大学の法律教育」⁶²⁾ Edward Jenks, 'English Legal Education' 51 *LQR* (1935), pp. 162-179. ハーバードはオーストラリアの大学での法学教育に携わっており、マークビィは植民地ハーバードの裁判官であり、当時の法曹界の主流ではなかつた。マークビィはセルボーン法案審議では、ハーバードセントラル委員会でケンブリッジで七年間、嫌われ者の私塾講師乃至詰込教職業 (a member of the despised profession of coaches or crammers) に携わつたと証言したが (*ibid.*, p. 1130)、彼はハーバード大学の法学教育を革新者であつた。

(70) *The Journal of the Society of Public Teachers of Law* (1924), p. 36, Jenks, *op. cit.*, p. 174. 設立大会の様子と反響について、*The Law Journal*, Dec. 19, Dec. 26, 1908 [vol. 43, pp. 778f., pp. 786f.] 参照。法学教育の主体は徐々に大学教授達に移つてゐたといふべきである。

書簡類やさし文書の設立時の文書がリバーハム・レバーハム保存館にておつて今後の研究が待たれる。Records of Legal Education Project funded by the Leverhulme Trust (<http://IALS.sas.ac.uk/archives/Lerecord.htm>) (71) Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 178-180. | 一九七一年法曹教育委員会報告書 | 一九一九年のホールデン報告による方向転換の意義を重視しておる。1971 Report (Cmnd. 4595), pp. 11-15.